

平成21年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成21年9月7日（月曜日）
午前10時10分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問
第3 議案第71号 個別外部監査契約締結の件
第4 議案第72号 平成21年度美唄市一般会計補正予算（第5号）

◎出席議員（16名）

議 長	内馬場 克 康 君
副議長	谷 村 孝 一 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	森 川 明 君
3 番	五 十 嵐 聡 君
4 番	高 田 正 則 君
5 番	高 橋 幹 夫 君
6 番	阿 部 義 一 君
7 番	長谷川 吉 春 君
8 番	米 田 良 克 君
9 番	白 木 優 志 君
10番	小 関 勝 教 君
11番	土 井 敏 興 君
12番	本 郷 幸 治 君
13番	紫 藤 政 則 君
14番	林 国 夫 君

◎出席説明員

市 長	桜 井 道 夫 君
副 市 長	斎 藤 正 紀 君

総 務 部 長	安 田 昌 彰 君
市 民 部 長	岩 本 良 一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中 川 直 紀 君
商工交流部長	岡 嶋 博 文 君
農 政 部 長	林 信 孝 君
都市整備部長	山 口 隆 慶 君
市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 治 君
消 防 長	霜 田 公 法 君
総務部総務課総務係長	村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長	白 戸 仁 康 君
教 育 長	板 東 知 文 君
教 育 部 長	前 田 敏 和 君

選挙管理委員会委員長	後 藤 泰 彦 君
事 務 局 長	秋 場 勝 義 君

農業委員会会長	佐 藤 博 道 君
農業委員会事務局長	林 忠 男 君

監 査 委 員	扇 谷 均 君
監査事務局長	稲 村 秀 樹 君

◎欠席説明員

総務部総務課長	小 橋 一 夫 君
---------	-----------

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	藤 井 英 昭 君
次 長	中 平 匡 司 君

午前10時10分 開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

10番 小関勝教議員

11番 土井敏興議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

4番、高田正則議員。

●4番高田正則議員（登壇） 平成21年第3回定例会に当たり、大綱2点につきまして市長並びに教育長に質問させていただきます。

大綱1点目、地域経済についてお伺いいたします。

その1点目は、商工業の現状についてであります。景気の低迷が続く中、市内の商工業者等は危機的な状況に置かれていると思われませんが、その実態についての認識と、対応についてお伺いいたします。

その2点目は、雇用状況についてであります。国内の7月の完全失業率が1953年の統計開始以来過去最悪を記録し、就業者数は製造業や建設業において引き続き減少する旨の報道がなされておりました。失業者が急増する中、本市の求人状況はどのようになっているのか。また、市として失業者等への雇用対策をどのように考えているのか、お伺いいたします。

その3点目は、中心市街地活性化についてであります。検討が始まって以来10年以上経過し、さまざまな議論がなされてきているとお聞きしているところであります。現在、多額な投資を要するハード面より、まずソフト

面に主眼を置き、検討を進めているとお聞きしているところでありますが、中心市街地活性化に向けた具体的な取り組みの現状と今後の対応についてお伺いいたします。

大綱2点目、建設行政についてお伺いいたします。

その1点目は、建設投資額についてであります。全国的に公共工事の発注量が減少しており、また、民間建設投資も低迷している状況にあるかと思われます。国・道・市の官民合わせた建設投資額の推移がどのようになっているのか、お伺いいたします。市においては、過去3年間の推移についてお伺いいたします。

その2点目は、新築住宅の建設状況についてであります。市内の新築住宅着工件数は建築確認申請の統計的な件数によりますと、本市において建築確認の審査事務を始めた昭和56年度には245件の受け付けがあったと伺っておりますが、近年の長引く景気の低迷などにより、減少傾向にあるかと思えます。本市の過去5カ年における建築確認申請のうち、戸建て専用住宅の受け付け状況について件数と、そのうち市内業者による施工件数、割合をお伺いいたします。

その3点目は、未利用の市有建築物についてであります。現在、普通財産として市が所有している未利用施設の現状と今後の利活用について市長にお伺いいたします。

また、教育施設における未利用施設についての現状と今後の利活用について、教育長にお伺いいたします。

以上この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 高田議員の質問
にお答えします。

初めに、地域経済について、商工業の現状についてであります。昨年11月に市が市内の企業を対象に実施した経営・設備・投資動向調査の結果では、経営状況の指針となる売上高が、卸小売業31社のうち前年同期と比較して62%が減少、横ばいが19%、増加は3%となっております。また、製造業では33社のうち49%が減少、横ばいが39%、増加は6%。建設業では38社のうち63%が減少、横ばいが24%となっており、これらの回答結果から本市における商工業は極めて厳しい状況が続いていると受けとめております。

このようなことから、本市におきましては、昨年12月には地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、約2,700万円の補正予算を計上し、求職者緊急就労対策事業や福祉灯油事業などを実施したところであります。

また、今年の2月には地域活性化・生活対策臨時交付金、約2億8,000万円の補正予算を計上し、道路新設改良単独事業や、小学校コンピュータ機器更新事業、中学校大規模改修事業などを実施したところであります。

また、平成21年度当初予算において計上しました地域活性化・安全対策基金6,300万円を活用し、まちなか交流広場整備事業やプレミアム付き美唄商品券への補助を実施したほか、道の緊急雇用対策事業補助金、約940万円を活用して企業情報データベース化事業・防風林整備事業などを実施しております。

さらには、6月の補正予算において道のふ

るさと雇用再生特別対策推進事業補助金、約940万円を計上し、本市の農産物や特産品等の販路拡大と雇用機会の創出を目的とした地場産品アンテナショップの開設を行ったところであります。

さらに、7月の補正予算では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、約2億9,900万円を計上し、地域福祉会館整備事業や道路新設改良単独事業、公営住宅改善事業など商工業を始め、福祉教育関連など幅広い分野で交付金を活用することとしたところであります。また、本議会においても、道の緊急雇用対策事業補助金、約910万円を活用した排水機場集水路浚渫事業などを提案させていただいているところであり、市といたしましてはこれらの事業を効果的に展開すると共に、早期発注などに努め、地元経済の活性化につなげてまいりたいと考えているところであります。

次に、雇用状況についてであります。道内における本年度の第1四半期による完全失業率は5.4%となっており、去年同期と比べ0.4%上昇となり、今後においても失業率はさらに上昇するとの見方が強まっております。このような状況の中にあって、本市における本年度の第1四半期の平均有効求人倍率が0.35%となっており、前年同期と比較いたしますと、0.08ポイント減少しており、求人数の月平均では208件となっており、去年同期の平均より31件の減少となっております。また、事業主都合による雇用保険の資格喪失件数についても本年度第1四半期の総数が65件となっており、前年同期に比べ10件増加しております。

このような厳しい雇用情勢を踏まえ、市といたしましては道路新設改良事業や河川整備事業などの公共事業の実施に加え、緊急雇用創出事業臨時特例交付金や、地域活性化・経済危機対策臨時交付金などを活用し、企業情報データベース化事業や、防風林整備事業・奈井江市有林除間伐事業・障がい者就業支援事業などについて取り組み、雇用の創出を図ってきたところであり、今後とも本市の地域の活性化に向けて、経済雇用対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、中心市街地の活性化についてですが、商業を取り巻く環境の変化などを背景に、市街地の衰退・空洞化が目立つ本市にとって、まちの機能集積や商業の活性化などにより中心市街地の振興を図ることは、まちの暮らしのにぎわいを取り戻す上で大変重要なことと認識しているところであります。市においては、旧生協跡地をゆとりと憩いの場となるまちなか交流広場として7月1日に供用を開始し、イベントの実施や買い物客等への駐車スペースとして多目的な利用に供しているところであります。

さらに10月中旬には、中心市街地の核施設であるコア美唄の空きスペースを活用し、高齢者に優しい商店街づくり実証事業を実施することとしており、高齢者を初め市民の皆さんが気軽に集える公共スペースを確保し、高齢者の交流と健康づくり・イベントなどを試行的に実施することとしているところでございます。

また、道において旧中央駐車場に子育て世帯を始め、シルバー・一般世帯向けの道営住宅建設が予定されており、多世代間の交流が

図られ、中心市街地におけるにぎわいの創出にも寄与するものと考えております。

なお、中心市街地活性化協議会設立準備委員会においては、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを基本理念に、少子高齢化社会を見据え、車社会からの脱却を図るスローライフを目的に、時速3キロのまちをテーマとして、まちなか商い・まちなか居住など6つの柱を中心に具体的な議論を重ねてきております。

市といたしましては、準備委員会におけるテーマなどを踏まえ、委員会と十分連携を図りながら、中心市街地の活性化に向けた取り組みの推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、建設行政について、建設投資額についてであります。国土交通省の資料によりますと、政府投資額及び民間投資額を合計した建設投資額につきましては、平成4年度の84兆円をピークに減少傾向にあり、平成20年度においては47兆円となっております。ピーク時と比較し、約44%の減少となっております。

北海道におきましても同様の傾向にあり、平成5年度の4兆8,400億円をピークに、平成20年度は2兆2,700億円となっており、ピーク時と比較し、約53%の減少となっております。

本市におきましては、民間投資額についての取りまとめを行っておりませんが、本市の発注工事を契約額で見ますと、平成18年度は16億3,000万円、平成19年度は11億5,000万円、平成20年度は9億4,000万円となっており、年々減少している

状況になっているところであります。

次に、未利用の市有建築物についてであります。主な未利用施設につきましては、旧南美唄老人寿の家を始め、旧南美唄生活館・旧身体障害者福祉会館・旧日東連絡所などがありますが、いずれの施設も利活用の予定はなく、市としては取り壊しを考えているところであります。

なお、新築住宅の建設状況につきましては、都市整備部長から答弁させていただきます。

私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 都市整備部長。

●都市整備部長山口隆慶君 新築住宅の建設状況につきましては、私の方から御答弁申し上げます。

過去5年の新築住宅に関わる建築確認申請の受け付け状況について、年度ごとの件数及び市内業者による施工状況を申し上げますと、平成16年度は49件で、うち26件、約53%が市内業者、平成17年度は37件で、うち24件、約69%が市内業者、平成18年度は32件で、うち21件、約66%が市内業者、平成19年度は28件で、うち19件、約68%が市内業者、平成20年度は30件で、うち17件、約57%が市内業者による施工となっており、5年間の平均件数は35件で、約60%が市内業者で施工しております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君（登壇） 高田議員の御質問にお答えします。

未利用の教育施設についてであります。学校施設といたしましては、旧西美唄小学

校・旧茶志内小学校・光珠内中央小学校の3校舎と、教職員住宅の18棟が、また、その他の施設として、旧美唄市立児童館が未利用となっているところであります。

これらの未利用施設の考え方につきましては、老朽化が著しい旧西美唄小学校は解体撤去の方向で検討しているところであり、旧茶志内小学校・光珠内中央小学校につきましては、国の財産処分の弾力化の考え方等を踏まえ、地域の活性化につながるよう、地域の方々のご意見等を伺いながら、全庁的にその利活用のありかたについてさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

また、教職員住宅や旧児童館については、引き続き他市の活用状況などを参考としながら、その利活用のあり方とともに、解体撤去の双方から幅広く検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 4番、高田正則議員。

●4番高田正則議員 自席より再質問させていただきます。

1点目は、建設投資額についてであります。官民合わせた建設投資額は、ピーク時と比較して全国的に見ますと44%の減少、北海道では53%減少し、市の発注工事も年々減少してきているということであります。

また、市内の民間建設投資も低迷している状況下、地元建設業者は大変厳しい経営環境にあるかと思えます。建設業は地域経済と雇用を支える基幹産業の1つであると考えます。市として地元建設業者の受注機会を増やす方策が必要かと考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目は、新築住宅の建設状況についてであります。昨年度より住宅改修促進助成制度が設けられており、本年度は、その利用が増えていると伺っております。建築工事は関連する業種が幅広く、その経済波及効果は大きいものがあると考えます。住宅建設の促進並びに経済波及効果が期待される住宅建設助成制度の創設についての見解をお伺いいたします。

また、近年関心が高くなってきております民間住宅等の耐震化に関するお考えをお伺いいたします。

次に、未利用施設についてであります。取り壊しを考えている建物につきましては、管理費用等を有し、早期に処分することで、より費用負担が少なく済むものもあるかと思ひます。今後こういったことも考慮しながら検討を進めていただきたいと思います。

これにつきましては、お答えは結構でございます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 高田議員の質問にお答えします。

初めに、工事の発注についてであります。本市におきましては、入札の透明性と競争性を確保するため、平成19年度から1,000万円以上の工事について地域限定型の一般競争入札を、1,000万円未満については指名競争入札を実施してきているところであります。本年5月、総務省から経済危機対策に関する交付金の活用にあたっては、地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請があったことを踏まえ、本年7月以降、1,000万円以上で経済対策に関する交付金を財

源とする工事にあつては、可能な限り地元建設業者を中心とした指名競争入札を実施しているところであります。

今後の工事の発注につきましては、引き続き国の経済景気対策の取り組み状況を踏まえ、地域経済の活性化につながるものとなるよう努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、住宅建設助成制度等についてありますが、本市では、これまで住宅関連施設として居住環境の向上を図るため、高齢者が安心して住み続けられる住まいづくりに向けて、住宅のバリアフリー及び断熱防寒改修を行う経費の一部を助成する、住宅改修促進助成制度を昨年度より維持してきております。新たな住宅建設助成制度の創設に関しましては、今後、国の動向などを見きわめながら、引き続き制度のあり方などについて調査研究してまいりたいと考えております。

また、住宅の耐震化につきましては、今年度策定を予定している耐震改修促進計画の中で十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員（登壇） 2009年第3回定例市議会に当たりまして、私は大綱4点につきまして、市長並びに教育長に御質問いたします。

大綱の1点目は、新型インフルエンザ対策についてであります。現状と今後の課題について、美唄の取り組みが具体的にどういう準備がされているのか。この点を中心にお尋ねをしたいと思いますが、既に、一般質問で同

趣旨の発言等もございますので、重複する部分はなるべく避けて、しばって質問したいと思います。

最初にお尋ねしたいのは、診療体制に関してでございます。新聞報道やらテレビを通じて、この新型インフルエンザに関して国がどういう対策を講じるのか。併せて、このピーク時には国民5人に1人が、この新型インフルエンザにかかってしまう、そういう可能性も指摘をされているわけでございます。美唄市民が、この美唄市内で、新型インフルエンザにかかった場合の診療をどのように受けられるのか。そういう体制がどのようなになっているのか。この辺につきまして、現状について、まずお尋ねをしたいと思います。

2点目は、美唄市の役割でございます。国においては、関係する所管の大臣がテレビに出て発言をしたり、担当する役人がこの問題についての発表をしたりしておりますが、このインフルエンザ対策として、美唄市がどんな責任と、そしてその権限のもとに、市民の健康やら安全というものを保障できうるのかと。この際、国の役割、そして、北海道、保健所等の役割、地元基礎自治体としての美唄市の役割、その体制がどのようなになっているのか、この点についてひとつお尋ねをしたいと思います。お答えください。

大綱の2点目は、北海道中央コンピュータ・カレッジの今後についてであります。このことにつきましては、7月の29日に議員全員を対象にしました、これ非公式な場ではありますが、議員協議会が開催をされまして、その中で、他の懸案事項と合わせてHCCについての現状、そして考え方のご報告がござ

いました。その段階では、今後の検討を実行としまして、このHCCを運営をしている情報学園の中の理事会での協議経過も出されたわけでございます。方向とすれば、何とか地元でそのことを受けて経営を継続できないだろうか。併せて、事業主体をどのようにしていくのかと。しかし、一方で、経営の見通しをどう立てるのかという問題もあるし、それから、国設でなくなった時にどういう影響が出てくるのかと、こういう問題も検討して、そして、その方向性というものを速やかに出したいと、そういう趣旨の市長のお話もあったわけでございます。

そこで、具体的にお尋ねをしたいと思います。7月の29日以降を中心にしての動きというものがもしなければ、その前後含めて、ポイントとなります国や独立行政法人雇用・能力開発機構、合わせて受託先であります北海道、これらに対する要望、要請行動、どういう内容でお取りになったか。そして、その反応というのはどうだったのか。ここのところ、かいつまんでお答えをいただきたいのが1つであります。

2つは、国は、来年度の募集に関して、従来のような、言わば所管をしております機構の業務としては、これを廃止をしますと。募集は行なわないということを、文書で通知をしてきたわけでございますが、その後も募集活動は続いていると承知をしております。来年度の入学生の募集の状況、併せまして、生徒確保と言うのをどのように現時点で見通されているのか、その辺の見通しも併せてお答えをいただきたいと思います。

3つ目は、中期的な経営見通し、先ほども

お話をいたしました、検討されて、恐らくもうでき上がっていると思いますが、この経営見通しというのが、どんな内容になっているのか、その概要についてお答えをいただきたいと思います。

それから、新たな事業主体と選択肢とすれば、言わば三セクであります情報処理学園ですね。美唄情報処理学園が受け皿となるか、または美唄市、市立としての事業主体ということも考えられる。地元で自主的に行うということになれば、この新たな事業主体というのは何を想定しておられるか、この点もお答えいただきたいと思います。

それから既にさまざまな視点で、ご検討されてると思いますが、国設でなくなることによる影響でございます。一般的に言われておりますことは、国設でなくなることによって、直接的な、言わば毎月係る経費面、これは、最新鋭のコンピュータ機器をリースで国が直接支出をしていると、これがどうなるのか。それから、建物、それから、土地は、これは市有地だというふうにお聞きをしておりますが、この建物に関しての所有が国でありますから、これがどのようになるのか。それから、市が抱えております対学園との間の、長期の貸し付け、形式的には短期貸し付けで転がしておりますけれども、1億0,300万からの貸し付け等があるわけでございまして、こういう問題を含めて、国設HCCでなくなることによってどんな影響が出てくるのかですね。5項目で整理をしましたが、重複する部分もあろうかと思いますが、それぞれお答えをいただきたいと思います。

大綱3点目は、専修大学北海道短期大学の

今後についてお尋ねをいたします。現状と課題と、今後どのように専大は進んでいくのか、この点について市長の率直な見通しをお答えをいただきたいと思います。思うんですが、ご案内のとおり、専修大学北海道短期大学、開校して40年を経過をして、新たなスタートに立ったというふうに承知をしております。申し上げるまでもなく、地域資源として、この美唄にとって必要不可欠な文教施設でございます。美唄から、この専修大学というものがなくなる美唄のまちづくりというのは、思いもつかないぐらい非常に定着をし、市民にとっても、美唄の振興にとっても、欠くことのできない施設であるというふうに認識をしてる訳でございますが、これらの地域資源として、この短大の必要性和市長のご認識。併せまして、今現在どういう課題を抱えているのか。この課題というのは、既に、この短期大学というものの経営が厳しくなっていることが言われまして久しいわけでございますし、この美唄の専修大学も同様の厳しい局面に至っていて、それが続いていると。学生数の確保が大変だという状況が続いている訳でございます。文科省の補助等を得るために、定数を落としたと言うことも聞いてございます。これらの専修大学が抱えている課題、どのように押さえておられるか。そして、今後の経営見通し、どういった見通しを立てているのか。市としてそのことをどのように認識をして、さらにこの専大に対してどう支援対処しようとしているのか。以下の点について、お尋ねをしたいと思います。

1つ目は、今の短期大学ですね。現況でございますが、少しく振り返って、短大のピー

クのときは私も記憶ございますが、在学生在が1,000人を超えたという時期もございました。こういった状況というものを踏まえて、現状はどのように推移をしているのか、かいつまんで結構でございます。併せてこの美唄市勢に対する貢献というものが、どのように押さえておられるのか、ここんとも改めてお尋ねをしたいと思います。

それから、2つ目は、この短期大学を支える市民、そして団体の活動でございます。私自身も「佳木斯会」という団体に所属をしておりまして、留学生の支援活動、これらについても長い間対応してまいりました。これは、諸般の事情がありまして解散をいたしましたけれども、これらの活動というものが、言わば大学を抱える地域とすれば、やはり美唄は非常に先進的な特徴ある取り組みをしているというふうにも押さえているわけですが、市長として、この短大を支える市民、団体の活動というのをどのように把握をしておられるか、お示しいただきたいと思います。

それから、3つ目は、行政の支援内容と、それから、今日までどういった取り組みをなされてきたか。有形無形の支援もあろうかと思えます。お金の支援もあれば、それ以外の支援等もありますが、行政としてどういう取り組みをしてきたか、推移について、かいつまんでお答えをいただきたいと思えます。

それから、先程も申し上げましたが、具体的に今後の経営、非常に厳しい局面だというふうに認識をしていますが、どのように押さえておられるのか。これも、少し突っ込んで、その見通しについてお答えをいただきたいと思えます。

大綱の4点目、教育行政について教育長に伺いたいと思います。

項目的には1つであります。学校の統廃合に関してでございます。人口減、大きくは炭鉱の閉山以降、人口が急減をし、児童生徒数もそれに伴って大きく減ってきている歴史を私は知っているわけですが、地域そのものも大きく減少しておると。地域そのものが、コミュニティーとして機能しなくなっているところも出てきたわけですが。これらの歴史を踏まえまして、市教委がこの統廃合について取り組んできた事例に関しまして、いったい今申し上げました背景、それから目的・手順、どういう手順でこの統廃合について進めてきたか。そして、進めるに当たって課題というものをどう押さえてきたか。そして、その効果というものをどのように総括をしているのか、ひとつ今までの統廃合について総括をしていただきたいというふうに思います。この点が1つでございます。

それからもう1点、これは、今後の統廃合の計画内容に関してでございます。私は、新聞報道とか、議会でのやりとりとかしかわからないわけですが、光珠内の統廃合に関しての方向が出て、具体的にその統廃合が実践をされていたわけですが、今後、東栄小学校の統合というものがクローズアップされてきてございます。市教委として、今後の、この今申し上げた点も含めて、統廃合に関する計画をどのようにお持ちなのか、その内容に関してお尋ねをしたいというふうに思います。

なお、新型インフルエンザ対策について、先に通告しております細項目に関して、美唄

市民の発症状況、それから、ワクチンの備蓄状況につきましては、割愛をさせていただきますので、議長においてよろしくお取り計らいを願いたいと思います。

以上、この場での質問を終わります。

●議長内馬場克康君　ただいま紫藤議員の発言にありました、質問項目の取り下げにつきましては、議長において措置いたします。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇）　紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、新型インフルエンザ対策について、現状と今後の課題についてであります。市民からの問い合わせ等につきましては、最寄りの保健所が一括窓口となり、管内の住民に対して対応しているところであります。市におきましては、感染防止など軽易な問い合わせなどについての対応は可能であると考えております。患者発生時の市内医療機関での受け入れにつきましては、どの程度の感染者が発生するのか予測できないところですが、発生時には最大限の対応を市内医療機関にお願いしてまいりたいと考えているところであります。症状が生じた場合は、早期に受診することが重要であります。蔓延期には重症患者の発生も視野に入れた対応が必要と考えておりますので、医療機関の要請については、重症化の恐れのある患者の対応や、入院措置の必要な患者に対する空きベッドの有効活用、院内感染予防対策の徹底など、現時点で考えられる範囲で協力を求めてまいりたいと考えております。

また、感染者の増加状況によっては、市内医療機関での受け入れが不可能という状況も

考えられるところであり、その場合は市外の医療機関での受診について、保健所などの関係機関と連携しながら、受け入れが図れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、新型インフルエンザ対策における役割ですが、この状況に適切に対応するためには、国・道・市が相互に連携しながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。国の行動計画では、国や道は発生時において対策本部を設置し、情報提供や医療機関への要請など、必要な対策を進めることとされている他、国では全国で死亡例が報告されていることなどから、重症患者の発生に伴い受け入れ病院を事前に把握するなど、事態を想定した具体的な行動について、各都道府県に通知されていると承知をしております。

また、市町村は住民に最も近い行政単位であるため、感染防止のための必要な情報の提供や、地域内の医療対策など、市民生活に不安を生じさせないための取り組みを行うことが求められております。

市といたしましては、これまでの感染防止対策としての啓発を継続して行ってまいりますが、今後の流行拡大に備え、必要な情報の収集と全庁的な体制のもと、情報の共有化を図り、状況の変化に適切に対応すべく、保健所等の関係機関と連携を図りながら万全を期してまいりたいと考えております。

次に、北海道中央コンピュータ・カレッジの今後について、北海道中央コンピュータ・カレッジに関し、まず国や道などに対する要望についてであります。本年6月5日付で厚生労働省から平成21年度の定員充足率が低いコンピュータ・カレッジについては、雇

用・能力開発機構の業務としては、平成23年3月31日をもって廃止するとの通知があったところであり、このため、北海道経済部、雇用・能力開発機構北海道センター、厚生労働省に対し業務継続の要請を行いました。国は雇用・能力開発機構の廃止を閣議決定していることなどから、機構の業務として廃止する方針との回答があったところでもあります。

次に、平成22年度入学生の募集状況などについてありますが、学園では市内の高校を始め、管内、さらには全道の高校を定期的に訪問し、進路指導の先生に説明するなど、学生募集活動を昨年に比べ拡充強化を図っているところでもあります。また、現役の高校生や既卒者などからの資料請求が、8月末で146件となっているほか、体験入学や特待生説明会に39名の参加があり、昨年と比較し、いずれも増加しているところでもあります。

いずれにいたしましても、10月1日から願書の受付が開始されることから、今後も引き続き高校訪問などを行い、学生募集に努めることとしております。

次に、中期的経営見通しの概要についてありますが、このたびの国の通知を受け、学園では今後の経営のあり方について検討し、平成22年度から26年度までの運営収支計画を策定したところでもあります。その計画内容につきましては、収入については、学生数を22年度以降30名から32名を、また、国や道からの委託事業を5講座見込んであります。支出については、経費節減に努めるとともに、これまで雇用・能力開発機構でリースしていたコンピュータ機器のリース料を、

平成23年度新たに経費として見込んだところであり、計画期間内は黒字となる収支計画となったところでもあります。

次に、事業主体についてありますが、現在コンピュータ・カレッジの運営は、市や団体・銀行・民間企業などで構成する職業訓練法人美唄情報開発学園が行っており、去る7月27日の臨時理事会において、中期的経営見通しについて検討を行い、学生の確保が図られ、国が示している建物を市による買い取り、また市からの運営資金の貸し付けなどが行なわれるのであれば、今後も学園で継続運営するとの結論に至ったところでもあります。

なお、継続して運営するに当たっては、毎年学生の確保状況や経営状況を見極め、その都度、その後のあり方について検討することとしたところでもあります。

国設でなくなることによる影響についてありますが、平成18年度から実施しております入学生のアンケート調査の結果によりますと、北海道中央コンピュータ・カレッジへの志望動機は、学費が安いことが17%で最も多く、次に、資格取得と就職のための13.5%、パソコンを知りたいが7.6%で、特待生制度を含めた学費の安さがカレッジの魅力となっております。また、国設だからとの回答も4.3%あり、その影響も考えられますことから、今後、保護者や生徒、高校などに理解を求めていくこととしているところでもあります。

次に、雇用・能力開発機構が所有している建物は、平成21年3月末の帳簿価額で2億1,700万円となっており、自治体等への譲渡が予定されておりますが、現在のところ

譲渡価格は示されておりません。また、機構が費用負担しているコンピュータ機器のリース料、年間6,750万円については、リース期間が終了する平成22年度末をもって、費用負担がされないこととなります。

なお、土地については本市が所有し、現在機構に貸し付けをしているところであります。

次に、専修大学北海道短期大学の今後について、現状と課題等についてであります。専修大学北海道短期大学は、昭和43年専修大学美唄農工短期大学として開学し、その後、校名の変更や学科の増設、改変などを経て40年の長きにわたり本市の重要な高等教育機関として、大きな役割を果たしていただいております。

しかし、学生数に関しては、平成3年度から8年度までは毎年1,000人を超えていましたが、現在は251名となっております。本年度の入学人数は128人、定員充足率は64%となっており、留学生は昨年度11人、本年度12人、教員数は現在29人、職員数は15人で、教員数、職員数のピークは、いずれも平成9年度で、教員数は46人、職員数は28人としてお聞きしております。

短大が本市において担ってきた役割は、教育面はもとより、教授陣の各種審議会の委員就任や、スポーツの指導、留学生を交えた国際交流、学生のボランティア活動やイベントへの参加などのまちづくりの面や、短大の物品等の調達や、学生のアルバイト、市内消費など経済面でも大きな貢献をいただいております。

いずれにいたしましても、短大があることによるまちのイメージアップなども含め、専

修大学北海道短期大学は、本市においてさまざまな役割を担っていただいているところであります。

短大に対する団体等の支援につきましては、後援会や下宿・アパート協議会、市民懇話会などの支援組織や、各種団体により新入生歓迎レセプションの開催や、留学生との交流活動、卒業生の採用など、さまざまな面での支援、協力活動が行なわれております。

市の支援策としては、これまで開学時の土地の提供を始め、創立記念事業の支援、留学生受け入れや施設整備、学生募集に対する助成、地元からの入学者への入学助成金の支給などを行ってきたところであります。まちづくりや人材育成に関しても、今後も市と短大が一層強固に連携していくよう本年2月包括的な連携協定を締結したところであります。

本市と同様に短大がある滝川市、深川市の支援策につきましては、滝川市では地元入学者への就学奨励金の支給、短大が取り組むコミュニティカレッジ事業への補助、入学式・学園祭での物産展の開催など。

深川市では転入した学生への助成金の支給、短大が取り組む地域交流への助成、市内での免許取得援助を目的とした後援会への助成、学生確保対策への助成などを行っている聞いております。

現在、少子化の進行により、私学、特に短大の受け入れは厳しい状況にあると承知しております。専修大学北海道短期大学については、近年入学人数が大きく減少し、経営面は非常に厳しい状況であるとお聞きしております。このようなことから、市といたしましては、新たな支援策を早急に検討しなければな

らないと考えているところであります。

また、今月12日に開催される専大後援会と市民懇話会の合同会議におきましては、入学者の確保に関して、全市的な協力活動の展開を呼びかけてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

学校の統廃合についてであります。学校は教育目的に基づき、人間性豊かな子どもの育成に向けて教師が児童生徒に教育を行う場所であり、特に公教育の場にあつては、多様な児童生徒がいる中で、日々の学習活動や、仲間たちとのかかわり合いが行われ、お互いが切磋琢磨しながら成長していくことが望ましいものと考えております。

しかし、今日の少子化に伴い本市においても児童生徒数が急激に減少し、多くの幼稚園、小中学校では小規模化が進んでおります。各学校においては、それぞれの地域の歴史や、生活文化、伝統と共に地域の人々に支えられて今日に至っており、今も地域の核であり、財産であり、小規模校ならではの工夫や努力を重ね、特色ある教育成果を上げているところでございます。

このような中で、学校統合につきましては、美唄市の将来を担う子ども達のより良い学習環境を整備するため、一定数の同年代の児童生徒数の中で育つ教育環境が望ましいとの考えから、今後も児童生徒数の増加が見込まれない場合において、小学校においては、複式校のうち学校運営などさまざまな影響が生じることが想定される時点で、また、中学校に

おいては、1クラスの人数が10人を下回る状況となった時点で、PTAや地域の方々と話し合いを始め、御理解をいただいた上で、配置見直しを行ってきたところでございます。

近年では平成20年4月に西美唄中学校と茶志内中学校が美唄中学校と統合、本年4月には光珠内中央小学校と峰延小学校が統合しましたが、統合に当たっては、小学校高学年や、受験を控える生徒への対応の在り方や、保護者等の不安の解消が課題となると共に、また、統合による成果といたしましては、体育や音楽などにおける多様な学習機会や、部活動・各種行事における選択肢の拡大、さらには、交友関係の広がりなどが挙げられております。

次に、今後の対応についてであります。今後とも児童生徒のよりよい教育環境の整備を図る観点から、将来の児童生徒数の推移を始め、通学距離の安全確保、小中学校の通学区域の関連性、さらには、学校と地域の結びつきなどを踏まえ、学校の配置見直しについて保護者や地域の方々と話し合いを進めながら検討していくこととしております。

なお、現在は、来年度に完全複式化が見込まれる東栄小学校に関して、話し合いに入ったところでございます。

私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 何点か、重ねて質問をしたいと思います。

新型インフルエンザでございますが、将来どうなるのか見通すということが、なかなか困難であるということは私もわかるわけですが、5人に1人、ピークにですね、この秋と

ということになりますと、もう北海道は秋でございまして、美唄の人口でいきますと、5,400人くらいになるんでしょうか。こういった大変な数の方がかかるということを国は予想をして発表したわけでございます。今までの一般質問の中でも、こういった場合に気をつけなきゃならんのかということが言われておりまして、基礎的疾患のあり方とか、小さい子どもさんやら、お年寄りやら、それから、妊婦さんや、そういうことを言われておりまして、かからないためにどうするかということと合わせて、かかった場合にどうするか、両方、両面で取り組んでいかなきゃならんということが言われているわけでございます。先ほど市長は、美唄市として市としての役割、これは、国や道との連携というふうに合わせまして、直接市民と接しているというところの基礎自治体として、教宣、具体的に保健所等の支持やら、そういった教宣に取り組んだり、啓発活動に取り組んだり、それから、いざというときの対応ですね、遺漏のない対応等に、これも努めなきゃならんという趣旨のお話があったわけですが、私は発熱外来が美唄市内の医療機関ではなかったと。発熱外来科と言うんでしょうか。そのときどうするんですか、というお尋ねをしたことございますが、公式には発表できないんだということもございました。しかし、お尋ねをすれば、美唄市内にはないが、三笠、岩見沢、それと砂川という医療機関も出されたわけですが、市内の医療機関で、この診療なり対応ができない場合、これは当然、北海道、保健所が中心となりまして、どうするのかという具体的な指示がその時点であるというふうに思

うんですが、これは、その際、市民の皆さん方の問い合わせもそうなんですけれども、市民の皆さんに見えるような形で、一体どうなるんだろうかと、その場面、場面で、その都度、連携協議というふうには相ならんだろうと思うんですけれども、この辺ですね。市外に市民の皆さんを、市外の病院に送り込まなきゃならないという状況、こういう状況になった時に、一体だれが、どうするのか。いわば、市民の視点に立って、その辺の対応というのをどのように考えておられるのか、ここんところがひとつ再度お尋ねをしたいというふうに思うんです。

併せてですが、今朝ほどもこの新型インフルエンザに関して、教宣、啓発、こういう仕事は美唄市の基礎自治体としての業務としてあるというお話でしたが、いまだ、これらに関して、取り扱いと言いましょうか、どうしたらいいのかという予防なり対処に関しての統一的な取り扱いと言いましょうか、書き物になったものはないという、実はお尋ねをしました。これから、例えば、保健師さんなり、看護師さんなり、担当の者が地域に出かけて、さまざまな健康相談をしたり、指導したり、そういう機会もあるでしょうし、それから合わせて、美唄市として地域にまちづくり懇談会を開催することもあるでしょうし、この際、ある意味全庁的なこのシミュレーションと言いましょうか、こういうものを立てた上で、ひとつ組織的にこの時点で一体どういうことを市民の皆さんにお伝えすればいいのか、ここは最低ひとつ守っていただかなきゃならない。こういうものは何なのかということを意思統一されて、ひとつ対応をしていただけな

いだろうかということなんです。

私は、金曜日の一般質問ございましたが、それを聞いておりまして、例えば、学校でそういう集団的な児童生徒がインフルエンザにかかったというような事態になったときには、学校として研修、いわば、嘱託医と言うんでしょうか、学校医と相談をし、さらには、保健所に連絡を取って指導をいただくと。一方でそういったマニュアルと言うんでしょうか、行動計画、こういうものもでき上がってるという趣旨のお話を伺いました。これは、学校というのは、まさに、かかりやすい環境と、拡がりやすい環境ということだからなのかもしれないんですが、この際、ひとつ全庁的に統一的な取り扱いが可能であれば、そういったぜひ議論をされて、そして、対市民に対してばらばらでない対応をしていただけるようお願いできないでしょうか。私は、状況によっては、今所管をしております健康福祉課と言いましょうか、保健センターと言うんでしょうか、ここだけで全市民対応するなんていうことは困難でしょうから、施設を抱えてる、施設に対することやら、北海道が中心になって保健所がやるということは、これは責任と権限の中であるんでしょうが、基礎自治体として取るべきこととして、ひとつ準備と具体的な行動が必要でないかというふうに思うんですが、その辺のお考えをお尋ねをしたいと思います。

中央コンピュータ・カレッジのことでございますが、ちょっと議長にお願いして、資料について、議長の方から市長の方に資料要求していただきたいというふうに思うんです。ひとつは、7月の29日に議員協議会の中で、

色々な経過についてお話がございましたが、具体的に一連の、言わば対応、先ほど申しました国や機構やら道ですね。美唄市として対応してるのもあるでしょうし、合わせて学校としてやってるのもあるでしょう。道が介入をしますから、道との関連もあるでしょう。口頭でどうしたということは、これわかりませんが、最低でも文書のやりとりですね。どういった文書でやりとりがされてきてるのか、この辺の一連の経過に関して、ひとつ書き留めたものがあれば、これをお出しをいただきたいということが資料の1つであります。

2つ目は、今後の経営見通しでございますが、先程も、例えば、国から美唄市への譲渡、国が国営でなくなった場合に、建物に関しての扱いがどうなるかと言う問題がある。それから、機械のリースの扱いも、金額、具体的に4千数百万と言うお話もございましたが、これらの問題もある。既にしたためられている経営見通しですね。地元として、何立になるのか、先ほどの話では、学園が責任を持って対応するというような1つの方向づけというのができたようではありますが、シミュレーションができたというふうに私はお聞きをしましたけれども、5カ年程度の経営見通しというのも7月の29日はそういうお話をされてましたが、これをひとつ収支見通しについてお示しをいただきたいというのが2点目でございます。

3点目は、直近で結構ですが、このHCCの決算状況、直近の経営がどのようになっているか、これがわかる資料。7月の29日に私の方でお尋ねした時も、この経営見通しやら決算につきましては、速やかに提出をした

いという事を市長がお答えになった経過もございますんで、準備がなされてると思います。が、この3点、資料としてお願いをしたいと思いますので、よろしくお取り計らいをいただきたいと思うんです。

このHCCに関する再質問に関しましては、資料いただいてから、対応したいというふうに思いますので、その点についてもよろしくお願いをしたいと思います。

3点目の、専修大学の問題でございますが、私は直接専修大学に関する経営なり、それから、美唄市の支援策等に関して、議会の立場ですから直接関わったことはないわけございまして、お尋ねをしてお聞きをするという程度でございしますが、議員会の会長という職を仰せつかってから、専修大学の北海道短期大学の後援会の総会に出席をする機会がございまして、19、20、21と3回後援会の総会に出席をさせていただいています。これは、後援会として専修大学の支援ということでございまして、その中で、様々な人のお話やら、大学の学長さんのお話やら、こういうものも聞く機会があるわけですが、たまたま19年度の総会のときに、専修大学の短大の単年度の、いわば赤字額が4億程度出ている。その時点では30億の累積赤字が生じているということでございまして、3カ年間の言わば経営改善計画、そして、その一方でその計画が具体的にペーパーだけでなく、実績として経営の改善を図らなきゃならないと言う、そういう瀬戸際に追い込まれているというお話もございました。積極的な攻めとすれば、学部の新設というような検討もなされたということがございました。あのときは、

農学部とか、看護福祉系の学部の新設、こういったものでひとつ更生を図ろうということがありましたが、これは、学部の新設に関しては、新たな積み立てが必要ですと。この時点では、30億積まなきゃそういうのができないというような、これは、実現ができないということでございました。分母を落とすために、定数を落として、そして、ひとつ、先ほどあそこでも申し上げましたが、文科省の補助を確保するというのも対応したようございまして。私はこの段階で、非常に危機感を率直に感じたわけございまして。その後、学校の中の教職員の方とのお話し合いをする機会もございましたし、それから、私は「佳木斯会」に所属しておりましたから、会を通じてさまざまな話をお聞きをする機会もあったわけございまして、ここに来て、本学から、この専修大学の存続に向けて極めて深刻なお話があったのではないだろうかと言うような、実は情報も入ってきたわけございしますが、これは、私が直接受けたわけわかりませんが、市長として、この辺どのように把握をしておられるのか。これ、先ほどHCCのことについてもお話を申し上げたわけございまして、期限を切ってどうだとかというお話があったのか、この辺の、言葉悪いかもしれませんが、最後通牒的なものがあったのか、ないのかですね。この辺の状況について、まずお尋ねをしたい。

併せまして、これがどうあろうが、従来のような支援、学校に対する行政としてののかかわりというものの範疇で済むんだらうかと、最後通牒のあるなしに関わらず、非常な危機感を持ってやらなきゃならない局面に達して

るとすれば、これは、先程も他市における学校に対する地元の大学短大に対する支援内容についてのお話でしたが、根本的にひとつ組み立て直す必要があるのではないだろうか。特に、学生の募集というものに関して、従来の対応を踏み越えたものが必要ではないだろうかという気がするんですが、その辺についてのお考えありましたら、お尋ねをしたいと、お答えをいただきたいと思います。

教育行政に関しましてですが、るるお話がございました。従来の統合というのは、今日、夕張が特に話題となっておりますけどね。夕張はまちがつぶれるんで、学校を1つ、小1つ、中1つにしようかという議論があったと。従来の美唄市教委における統廃合の議論というのは、そういうことはないようですね。少なくとも教育環境というものをどう整えて、子どもたちによりよい環境を保持をしてくと、提供していくという市教委の、そういった目的なりがあって、統合を進めてきたということとでございました。私の印象かもしれないんですが、例えば、この美唄市における、この児童生徒数の推移というものも恐らく予測をされてるでしょうし、今後、平成23年スタートの総合計画、長期計画というものに対する検討もなされているはずですし、これは今後の展開として必要ですね。それから、従来の取り扱いの中でも当然総合計画があり、この間自立推進計画というものがあり、そして、最近では財政健全化計画と7カ年計画というものを持っているわけでありまして。自立推進計画は、いわば合理化計画と、こう言ってもいいのかもしれません。財政健全化計画も、これはお金をどう生み出すのかと言うことが

主眼なのかもしれません。しかし、一方、総合計画に関しましては、美唄のまちをどうしていくのかということですね。ここが主眼であります。この統廃合に関しては、まちづくり計画、都市計画、こういうものとは違ったサイドで惹起して、決められてきたんでないかという感じがしてなんないんです。と言いますのは、私どもその計画書なるもの見たことがない。いつかどこかで新聞が出るか、地域から声がかかるか、こちらから御質問をして出てくるかですね。計画行政ということになれば、この統廃合に関して、その後のまちがどうなるかという問題もあるわけでありまして。コミュニティがどうなるかという問題もあるわけですね。もう一度、計画行政の推進という基本に立ち返って、この学校統廃合というものを見るべきではないだろうか。議論を当該の学校校区に限定せず、全体として議論する場を積極的に市教委として、私どもや市民の皆さんに提供すると、そういう姿勢が大事でないかという気がするんですがね。計画行政との関係について、今申し上げた点御見解を承りたいというふうに思うんです。

もう1点ですが、先ほど、今後の計画内容について、東栄小学校ということがありました。小学校に関しましては、その一つの統合議論の要点と言いましょかね、ポイントとして、完全複式と、複式化という事もお話しになりましたね。これはいつの新聞だったかわかりませんが、東栄小学校のPTAの方が、教育長さんにこの東栄小学校の統合に関する申し入れというのがなされたという新聞報道がありました。具体的にどんな申し入れだったかということは、細かな話は書い

ておりませんでしたけれども、これは、どんな内容の申し入れを、教育長にされたのか。私もPTAという若い頃やってまして、美唄市教委に対しての申し入れというのも、やったこともございます。PTAですから、PとTとあるわけですね。保護者と、それから教員が構成員だと、そういう組織ですから、そういった議論も踏まえて、こう言った統一的なPTAの要望活動というのがあると、そういうもんだと、組織はそういうもんだというふうに思うんですが、この辺ですね、何にご立腹されてるのかですね。あれ見たら、一定の要望なりなんなり、うまくいかなきゃ反対するというような趣旨だったかな。反対はしないけども、いつまでやるというのはだめだっていう言い方だったかな。ちょっと手元に新聞ないからわかりませんが。この辺、何が問題になってるのか、何が。具体的にちょっと教えていただけますか。

先ほどの資料の件、よろしくお願いします。とりあえず2回目の質問を終わります。

●議長内馬場克康君 紫藤議員から要求のありました資料につきましては、議長において措置いたします。

資料要求以外については答弁を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、市外医療機関の受診についてですが、新型インフルエンザの流行が拡大した場合は、外来患者の増加や入院病床の確保ができないなど、患者の治療に支障を来す事態が想定されますが、その場合は、それぞれの地域の事情もあることから、第2次医療

圏を単位とした保健所が調整することとし、道の行動計画で定められているところでございます。このような事態が生じた場合は、市外医療機関で円滑な受診ができるよう、調整機関である保健所に対しまして要請を行ってまいりたいと考えております。

このたびの新型インフルエンザの発生につきましては、国内でも多くの方が感染し、さらに亡くなった方も出ていることから、市民の安全を預かる私としましても、これからの流行期を迎え非常に強い危機感を持っております。

私としましては、市民の生命と安全を守るため国や道の指示、または指導により、医療機関との連携や協力体制を構築すると共に、より一層の危機意識を持ち、この事態を乗り切るため、今後、市民周知の方法や全庁的な体制づくりなどについても十分検討し、最大限の対応をしてまいりたいと、このように考えてございます。

次に、専修大学北海道短期大学についてですが、これまで市といたしましては、短大の学生募集につながる支援策として、助成金の交付のほか、市広報誌やホームページを活用した市民公開講座やオープンキャンパス開催のお知らせ、入試日程の紹介、市内高校に対する入学助成金制度の周知などを行ってまいりました。短大の今後のあり方に関しましては、学校法人から市に対して文書による通知はいただいておりますが、学校法人から短大に対しては入学定員の充足と経営内容改善についての文書で要請があったとお聞きしております。また、これを受けて、短大から市に対して、学生募集に関する協力要請

を文書でいただいております。

市といたしましては、このことに関して非常に危機感を強めており、全市一丸となった取り組みが必要であると考え、関係者に働きかけ、緊急に専大後援会と市民懇話会の合同会議を開催することとしたところであります。この会議において、会員一人ひとりが短大存続に向けて具体的な動きをしていただくよう要請してまいりたいと考えております。私はその先頭に立ち、本市にとって重要な役割を果たしている、専修大学北海道短期大学の維持存続活動を全力を挙げて展開してまいる所存でございます。

私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君 紫藤議員の質問にお答えします。

学校の統廃合についてであります。児童生徒のよりよい教育環境の整備を図る観点から、これまでも配置見直しを進めてきましたが、地域コミュニティの拠点でもある学校の配置見直しを行うことは、保護者はもちろんのこと地域の皆さんの理解をいただくことが大切なことと考えており、今後もこのような考え方を基本に進めてまいりたいと考えてございます。

次に、東栄小学校については、今年の12月から話し合いを進めてまいりましたが、7月下旬に東栄小学校PTAから、配置見直しに関して申し入れがあったところでございます。申し入れの主な内容は、東小学校との統合は将来的に必要と考え推進するが、もう少し時間をかけて協議を行う必要があるとの考え方から、統合後のクラス編成や、交通手段、

更に早い段階からの東小学校児童との交流推進などについての要望事項が示されたところであり、今後ともこれらの課題について話し合いを進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、配置見直しに当たっては、これまで同様、地域の未来を担う子どもたちのより良い教育環境のあり方を基本にして、保護者や地域の皆さんの御理解をいただいた中で進めてまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 HCCのことは保留さして頂いて、その場のテーマについて、教育長に簡単なことですから、お尋ねをしたいと思うんですが。

私は、先程ね、何を聞いたかと言うと、その当事者校の効果と言うか、PTのPだな中心は。いわゆる、まちづくりとか都市計画とか、そういった部分の視点というのは欠落してたんじゃないかと。欠落とは言わなかった。まちづくりというのは、そういうもんでないだろうというお話をして、やはり、市教委として、こういう計画があるということをきちんと持って、それを開示して、そして、それぞれ課題を解決してくと。いわば、考え方を明らかにして、考え方が固まらなきゃ計画もないんだ。そういった、計画行政と統廃合に関するご認識、ご見解をお伺いしたのが1点だったでしょう。それからもう1点は、具体的にどんな課題があるんですかということをお願いした、東栄小に関してね。そうすると、クラス編成とか交通手段と言うお話だったけれども、私が、これ間接的に聞いてることですから、事実かどうかわからないんですけど

ね、そういう優しいものではないということ、聞いてるんです。先生の態度のこととかね、子どもの虫歯、視力、運動力と比較してなんだとかね。こういうことを聞いてるって、聞いてるんですけど。学力の差と言うようなことです。こういうことが事実なのかどうか、ちょっと信じられないんです。そういうことを検討されてるのかね、今教育委員会悩んでおられるのか、どうなんですか。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君 紫藤議員のご質問にお答えします。

学校の統廃合についてであります。計画行政ということでございますけれども、もちろん、教育委員会といたしまして統廃合を見直す場合には、様々な計画との関連性含めて、地域の子どもの活動の基本に、関連するさまざまな影響を十分考えながら進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。そういう意味では、基本はやはり保護者はもちろんですけども、地域の皆さん方に理解をいただくということが基本でございまして、初めに、統合があるということではなくて、子どもたちの地域の教育確保を考えるうえで、どういうあり方が望ましいのかと言う、そういう視点に立って話し合いを進め、やっていくのがこれまで取り組んだ見直しでございまして、今後も基本的にそういう考え方にのっとって、進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、東栄小学校のPTAからの申し入れについてでございますけれども、地域の話し合いを進めるという中で、PTAという形になりますけれども、これらについては、これ

までも地域によっては、さまざまな形、文書のやり取り含めて、やはり地域が理解するということが基本であって、そういった中には、いろいろな要望なり、いろんな不安が項目的に出されるというふうに我々は考えているところでございます。いずれにしましても、基本的に、やはり一つひとつ、お互い事実に基づき確認しながら、共通の認識に立つと、そういったことが大事であり、そのために、今後とも必要な話し合いを継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

●議長内馬場克康君 紫藤議員の本件に関する発言は、すでに3回におよびましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

13番、紫藤議員。

●13番紫藤政則議員 特にご発言を許していただきましてありがとうございます。

私は、なるべくわかりやすく、私だけじゃなくて、皆さんがわかるように質問をしているつもりでございましてね、総論的な話でお聞きをしたわけじゃないんです。計画行政は、当たり前のことですから、だから、それが例えば不足してたのかですね。いやいや、今まででいいのかですね。この辺のご見解をお持ちだったら、それでいいですから教えてください。

それから、2つ目の具体的なPTAの要望書、これに関して今のご答弁ではお答えにならなかった。やはり、地域としっかりとお話をして、意思の疎通を図って、一つひとつ課題を解決していくという、この姿勢はわかりました。これは私も全く異論はありません。その中で、委員会のスタンスとして持ってな

きゃならんことがあるでしょう。私は、具体的に地域の方からお話をお聞きしましたから、これが、事実かどうかということもお答えになってないから、これはいろいろあるからでしょうから、これ以上申し上げませんが、学校の先生が、あそこの学校はどうも嫌だと、先生が嫌だと、仮にですよ。教員の資質、子どもの学力がどうだろうかという学力に差がある児童に対する対策と、これどっちがどうなのかわからないですけどね。レベルが低いところから高いところに行くのかどうかわかりませんが、この辺のこととか、先生の態度とか、課題を解決しなきゃならん、テーブルに乗っけてやらんきゃならんことなのかどうなのかですね。今、学力テスト、全国学テの学校間の学力というものをどうするかとかですね。全国の中にある美唄の位置づけがどうなのかですね。これは出すべきだと言うのもあれば、情報開示すべきでないと言う意見もある。しかるべき方針というのが文科省から出ているわけですね。どこの学校はどうで、こっちの学校がどうだとかって話ですね。平場の話として出るというふうになるのかどうか、私は極めて疑問です。それから、態度、先生の態度と言うのは何を言うのかだね。だから、これは、しっかりとこの問題に関して、書き物にしてやり取りでどうだとか、議論をして結論を出すとか、そういうものと、そうでないものと持ってなかったら、教育委員会として持ってなきゃだめでないかと私は思うんですけどね。私は、統合に当たっての考え方は、くどくど申し上げる必要がないのかもしれないかもしれませんが、やはり、美唄の宝でありましてね、子ども達の学校現場の教育をど

のように整えていくのかと。義務教育というのは何ぞやということを改めて認識をして、そのためにあるべきことでありまして、議論というのは。こんなことをまじめにやってるんであれば、私は教育委員会終わってるって言われるんじゃないかと思って心配してるんですよ。議論すべきもの、そうでないもの、個別の課題は様々あっても、毅然とするものは毅然としなきゃだめでないかなって気するんですけどね。個々のことについてはお答えいただけないようだから、また別の機会があるでしょうから、私4回目だから、これ以上喋れませんので、御答弁いただける範疇で結構ですから、改めてお考え方示していただけますか。

●議長内馬場克康君 教育長

●教育長板東知文君 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、1点目の統合についての考え方、特に計画行政との絡みでございますけれども、やはり、統合につきましては、美唄市の教育を担う子どもたちより学習環境を整備するため、一定数の児童とその同年代の児童生徒の中で育つ教育機関が望ましいとの考え方、今後とも先ほど申し上げたとおり、地域と話し合いながら進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

それから、2点目の東栄小学校についてでございますけれども、今回東栄小学校PTAから示された要望事項等につきましては、先ほど申し上げました、児童にとってよりよい教育計画を整備することを協議し、今後とも内容を精査しながら、適正な対応に努めてまいりたいというふうに考えているところでござ

います。

●議長内馬場克康君 午後 1 時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 8 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者に提出を求めました資料につきましては、それぞれ各議員に配付いたしましたのでご覧ください。

これより先ほど保留しておりました、紫藤議員の北海道中央コンピュータ・カレッジに関する再質問から入ります。

●13番紫藤政則議員 資料ありがとうございました。先程、議運で資料の確認をさせて頂いて、すべて目を通す時間がありませんでしたので、的確に再質問できるかどうか、ちょっと不安ですが、重ねて御質問をしたいと思います。

一連の経過が書かれております資料1でございますが、これは、7月29日の議員協議会でも同趣旨の発言をしてるかと思いますが、平成20年の2月の13日からの経緯でございますが、最初に道の主管部長に対して、厚労省から出た内容というのは、改善目標を20年から3カ年ということで出てきてるわけでありまして。それに基づいて3月の17日に改善計画を情報開発学園として北海道に対して提出はされています。20、21、22の事業改善計画でございます。そして、全体として連絡協議会としての学校の連絡協議会で要望書を出し、その後、今年に入って、21

年の3月5日に21年度の定員充足率が70以上になるよう改善に取り組むということで、言わば、当初22年に70%の充足率ということで出した計画の前倒しが、突如として道を通じて美唄に対して、出されてきたわけでございます。そして、今年の6月5日付で廃止をすると、北海道を通じて美唄にも6月の10日に通知がきたということでございまして、この資料1をすーっと日付ごとにぼっていきますと、これは、ありかよと言う率直な思いをするわけでございます。平成20年の12月の24日に閣議で決まったということですが、これは、所管であります独立行政法人の雇用・能力開発機構を、その業務を高齢・障害者雇用支援機構に移管をするということでございます。7月の29日にいただいた資料を見ますと、全ての、言わば情報処理のための、技術者養成のための養成機関であります学校を廃止をするということではないわけでありまして、この国の扱いと言うのは極めて理不尽で、理屈が通る話ではないということは、誰が見ても明らかでないでしょうか。市長はこの間、国に対して御要望して、私が今申し上げたような趣旨で、ぜひ継続して国に対して、HCCの設置者としてかかわってもらうようにという存続の要望をしてきたというふうに聞いてございます。しかし、現状では、その見通しがないどころか、もう既に決まったことだというような内容の、美唄市長に対する対応と。私は、この点ですね、時計の針を戻すような扱いになるかもしれませんけれども、この8月の30日に総選挙が行われまして、言わば革命的な政権交代が行われたわけでございます。特殊法人の見直し

というのは、それ以前から既に労災病院のときの議論も明らかでありますように、無駄な組織、国民のためにならない、そういった特殊法人の見直しというのは議論がなされてきて、具体的に実践をされたということも承知をしていますが、私は今日の雇用の状況、それから専門的な知識を磨くための職業の能力の開発、職業訓練の必要性というのは、以前にも増してその重要性というのは高まってきているわけでありまして、それから撤退をしていくということが、私は国民のためにならんと、霞が関から見てもそうでありまして、地元からすれば何をやってるんだという、そういう思いなわけです。シミュレーション等を見ますと、なんとかやっていけるというシミュレーションをお作りになったようでございますが、国設であるがゆえの生徒の募集なり、安心感、それから、授業料等の問題もこれある訳でございますが、私はこの政権が交代をしたということを踏まえて、長として改めてこの国に対して、HCCの存続の要望を強く行うべきだろうと、その意を強く今しているところなんです。是非自信を持って、何らその理論的にも、それから、社会経済情勢からしても論破できるとこういうことでもありますので、再度国に対して強く要望すべきだと。そして、そのための、あらゆる政治勢力を結集すべきだろうと、こういうふうに思うわけですけれども、この点ですね、ひとつ市長のご決意と言いましょ、ご見解と言いましょ、いやいやもう今さらだめなんだというご認識なのか、だめもとでもひとつやってみるかというお気持ちなのか、その辺、私の思いを今伝えましたので、ご答弁いただけれ

ばというふうに思います。

それから、資料2からの内容でございます。資料にかかる各項目の説明も、それぞれ付いているわけでございます。そこで、これを、資料2の総括表と言いましょ、運営シミュレーション20年から26年までを見ますと、単年度収支も変わりがない。累積収支についても、逆にこの21年度の見通しから見ても、若干の減少を見ると。借入金も21年度末の予定の、1億0,300万円が9,800万円に減ると。生徒さんの数にしましても、大幅な伸びを見てる訳ではない。21年の実績なり、22年度の今の募集状況というものを踏まえて、数字を見てるようでございますから、このシミュレーションだけ見ますと、言わば地元運営で十分やっていけるんじゃないかという数字になっているわけでございます。内訳を細く見れば、あとの資料の中に積算の基礎が書いてるのかもしれませんが、もし、ここを見れば分かるということであれば指摘をしていただきたいんですが。

先ほどの1回目の御答弁の中で、建物の関係が1つございました。雇用・能力開発機構が所有している建物は、今年の3月末の簿価で2億1,700万円とこうなると、自治体への譲渡が予定されているが、現在のところを譲渡価格は示されていないというご答弁でございました。それから、今、機構が費用負担しているコンピュータ機器のリース料、年間6,750万円、これについては22年度末をもって費用負担がなされないことになるという事が、御答弁としてありました。

一方、この資料2を見ますと、この建物にかかってどうするかというのは、これには入

っていません。それから、コンピュータ機器のリース料につきましては、平成23年から単年度700万ずつという支出でございました。現在、国が負担をしているリース料は、年間6,750万ということでございますから、この700万円の差というのが、これが、ずいぶん大幅に安くなると言いましょうか、そういう数字になるわけですが、こういったことを含めて、国設がそうでなくなることによって、この収支のシミュレーション、どこが、どういう変化になっているのか、この辺ですね、ひとつ改めてご答弁いただければありがたいと思うんですけれども、その点をお尋ねをしたいというふうに思います。

私は、HCCにかかわって、常任委員会でも実は議論をしてございまして、これは常任委員長の指導のもとに、常任委員会でも事前の打ち合わせをしております、ぜひその現場の状況を議会としてもお尋ねをして、学校現場でどういった現状にあるのか、実態を調査をすべきだろうという事で、明日、その作業に入ろうということになってございます。現地に行って調査をした後、また議会に戻って、所管事務調査を継続をして、議会として、この問題をどのように常任委員会として判断をすべきことなのか。短い時間ではありますが、その辺をさらに調査を継続しようということでございます。具体的な内容等については、その場で議論ができますので、今日の間では今申し上げました2点について、ちょっと尻切れトンボになるかもしれませんが、以降の常任委員会の作業にゆだねる部分はゆだねると、こういう事を前提にしまして、お答えをいただければというふうに思うわけでござい

ます。

以前、私、個人的に学校にお寄りして状況をお尋ねした時に、既に国は、この学校の国設としての募集をやめるということを明らかにし、北海道新聞でそのことが全道に流れ、現場としての苦悩は生徒の募集でも中途半端な状況で募集を継続しなきゃならない。この辺の苦悩というのは、率直に実は感じているわけでございます。方針を決めるということは、これはひとえに長として、また、学園のトップとしての役割が桜井市長にはおありになるわけございまして、そのことによる影響というものも極めて大きいし、私は財政の健全化ということで、向こう7年間、そのことが、美唄の市政の重要な課題ということで押さえているとすれば、今申し上げました新たな施設等の譲渡にかかわる費用負担なり、こういったものが財政健全化にどのような影響を及ぼすのかという視点でも見なきゃならないというふうに考えてございます。時間がないわけでございますが、そういった1つの考え方のもとに、るる申し上げましたんで、申し上げました2点について御答弁いただいでこの場での質問を終わりたいと思いますので、

よろしく願いをしたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問にお答えします。

資料1の経費にあるように、当初3年で改善計画という、そういう計画を出して、それが急遽、国の方と言うか、機構の方の事情で、1年前倒しと言う形になっております。その中で、閣議決定の中で職業能力開発業務は、

高齢・障害者雇用支援機構に移管するということがあるものですから、私どもは、そういう移管をしていただいて、1年ですね、当初の計画どおり前倒ししないでいただきたいというようなこともお話ししましたが、この当たりは閣議決定ということで、いろいろ国の方の説明がありまして、これは認められないというような部分でございました。私ども、本当に突然の業務廃止の通知に対しまして、いろいろ地域の事情も考慮していただきたいと、当然機構に対しても申し上げたとおりでございますけども、このような業務廃止の変更はできない旨の回答があったところでございます。このことに対しまして、私としても、新政権が誕生することと、このような状況でございまして、国による存続などについて、再度、改めて要望活動をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

それから、収支計画でございますけども、これは、早急に学園側で作ったんですけども、今年度との比較で申し上げますと、収入につきましては、学生数に応じた学生納付金が、年間800万円増額すると。それから、委託料については1講座の減に伴って350万の減額と。これは、現実的に減額になるというものを、収入として、きちっと確実なものを見込もうということで、落としてございます。それから、支出に関しましては、人件費の管理職の期末手当を1カ月を削減するというようなことから、150万円の減。それから、平成23年度には、機構側が現在、費用負担しております機器のリース料、これについては、人数を定員枠等の対応できるようなものにしてございますけども、私どもは、必要な、言

ってみれば生徒数に応じた機器の台数でいいんじゃないかと、そういう事で、機器の台数、それから、各コストも削減する中、700万円を見込んでいるところでございます。いずれにいたしましても、このコンピュータ・カレッジは、私ども地域にとりまして、私は必要かつ重要な施設であると、特に、雇用がこのような厳しい中にある場合は、国家資格が取れる、そういう施設でありますので、この存続に向けまして、先程言いました国への要望はもちろんのこと、学園の理事会でさまざまな協議を行って、存続に向けて全力を傾けてまいりたいと、このように考えているところでございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員（登壇） 平成21年第3回定例会に当たり、大綱2点について市長にお尋ねいたします。

大綱質問の1点目は、農業行政についてであります。命の綱である食と農が、今、根本から揺らいでいます。日本の農民は水より安い米の生産を強いられ、農業経営を続けられない危機に直面し、消費者は農薬入り冷凍餃子や汚染米、遺伝子組み換え食品の不安にさいなまれています。長年の自民党政権のもとで、農産物の輸入自由化が進められ、国民の食糧を際限なく海外に依存する政策が進められてきた結果であります。一方、飢餓人口がついに10億人を突破するなど、世界の食糧危機はますます深刻です。日本の食料自給率が40%という異常な水準に落ち込んだ結果、世界の人口のわずか2%の日本が国際市場に出回る食糧のうち10%を輸入しています。

世界が百人の村だったら流に言うと、村民が市場に出回る食糧の1割を買いあさり、その結果、15人が飢えていることになります。地球温暖化による異常気象や、人と車が食糧を奪い合うバイオ燃料ブーム、投機マネーと巨大アグリビジネスの暗躍による国際農産物価格の暴騰によってアフリカやアジア、中米の食糧危機は依然として深刻です。日本でも輸入に依存する食料品や飼料が高騰し、深刻な不況に拍車をかけています。2008年後半に一時的に穀物相場が下がりましたが、再び投機が繰り返され大豆や砂糖の価格が高騰し始めております。国際機関や農水省の見通しでも高値が中長期に続くことは必至です。国際食糧農業機関は、2009年上半期だけで飢餓人口が1億0,500万人増えて10億人を突破するという見通しを示しました。2015年までに8億の飢餓人口を4億に半減させるという1996年食糧サミットで定めた目標の達成は、22世紀半ばになるとさえ言われています。もはや、お金さえ出せば幾らでも食糧を輸入できる時代ではなくなったのであります。中国製冷凍餃子など、食の安全を脅かす事件が相次ぎ、消費者からも輸入依存に批判が上がっています。今こそ食料自給率の向上を国政の最優先の課題にするときであります。国民の世論は食料自給率を高めるべきが93%、外国産より高くても国内で生産すべきは94%にも達しています。これは08年に実施した内閣府世論調査であります。

農政問題でのお聞きすることの1点目は、主な農産物の天候不順による影響についてであります。私は、今年3月の定例会において、

天候不順による農作物の生育への影響を心配し一般質問しましたが、その時点では水不足を予想していたわけですが、実際には長雨と日照不足の影響が大きかったわけです。本市においては、主な農産物の天候不順の影響がどのようなものなのかお聞きいたします。

2点目は、農業後継者の現状についてであります。農業を中心的に担う基幹的農業従事者は全国では202万人と言われていますが、そのうち65歳以上が約6割になっています。食料自給率を高めるためにも、後継者の確保は差し迫った問題です。本市の農業後継者の現状はどのようなになっているのかお聞きいたします。

3点目は、農業新規参入者の状態についてであります。本市農業の発展に農業への新規参入者は重要な課題ですが、現状ではどのようなになっているのかお聞きいたします。

4点目は、日豪経済連携協定EPA及び日米自由貿易協定FTAについてであります。私は平成18年第4回定例会で日豪経済連携協定EPAについて質問し、日本の農業を守るために、国に対し交渉を中止するよう要請することを提言しました。このたびの衆議院選挙では、日米自由貿易協定が大きな争点となりました。この協定が締結されるなら、日本の米の82%、穀物の45%が影響を受け、日本の農業は壊滅的な打撃を受けることは必至です。食糧基地北海道は経済的に完全に破綻し、農業を基幹産業としている本市においても、その深刻さははかり知れないものがあります。このような内容を持っている日豪経済連携協定EPTや、日米自由貿易協定FTAに対し、どのようなお考えをお持ちなのか

お聞きいたします。

大綱質問の2点目は、福祉行政についてであります。

1点目は、本市の介護保険制度利用の実態についてです。介護保険制度が始まって10年になります。介護の問題は介護をされる人も、介護する人も家族にとって極めて深刻な問題です。私は6月議会でも介護保険制度について質問させていただきましたが、改めて本市の状況についてお聞きいたします。

その1つ目は、本市における施設の種別と入所者数についてであります。

2つ目は、現在の要介護・要支援の認定者数についてです。

2点目は、介護保険制度の見直しについてであります。私は、6月の議会でも見直しについてお聞きいたしておりますが、その時点では調査項目の見直しによる聞き取り調査や、それに基づく認定委員会なども始めてから余り時間がたっていないことから、見直しによる実態の反映が必ずしも十分でないように見受けられますので、再度お尋ねいたします。

その1つは、要介護の認定が4月からの調査項目が変更され、認定の方法が見直しされましたが、新しい認定方法での認定の状況と、経過措置の適用の状況について、現在の段階での状況をお聞きいたします。

2つ目は、要介護の認定について、4月からの新しい認定方法が現状と大きく乖離しているとの国民の厳しい批判を受け、10月から再度認定方法が変更されるとお聞きしておりますが、その変更の内容がどのようなものなのかお聞きいたします。

3点目は、恵風園・恵祥園についてであり

ますが、現在の入居者数と待機者数についてお聞きいたします。

4点目は、特別養護老人ホームの今後の見通しについてであります。

1つは、民営化についてです。恵風園・恵祥園の民営化については、平成17年に策定された自立推進計画では、平成19年までの期間で検討するとなっていて、平成21年1月に策定された美唄市財政健全化計画では、平成22年度に実施する。21年度で廃止予定となっています。民営化についてどのようなになっているか、お聞きいたします。

2つ目は、市内における特別養護老人ホームの増床についてであります。特別養護老人ホームの待機者が今後一層ふえる傾向にありますが、今後の本市での増床の見通しがどのようなになっているのか、お聞きいたします。

以上この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、農業行政について、新規参入者の状況についてであります。平成17年から今年までの5年間の新規参入者は、園芸農家1戸となっております。市としては農業委員会や3農協、農業改良普及センター等と連携し、経営相談や営農指導を行うと共に、農業開発公社の就農支援資金のあっせんをしたほか、今後農協と連携して、国の新規就農定着促進事業により、ビニールハウスの整備を支援することとしております。

次に、日豪経済連携協定及び日米自由貿易協定についてであります。協定締結により農産物の関税が一律に撤廃されると、本市農

業はもとより、食糧基地北海道の農業や関連産業などの地域社会に多大な影響をもたらすものと認識しております。これまでも道や市長会、農業協同組合中央会などで構成する北海道農業農村確立連絡会議と共に日豪EPA交渉においては、米・麦など重要な農産物を例外的な取り扱いをするよう、国に要請活動を行ってきたところであり、今後、日豪EPA交渉の状況に加え、日米FTA交渉についても動向を注視し、関係団体等とともに必要な要請活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、福祉行政について、介護保険における4月以降の更新認定の状況についてありますが、4月から8月31日までの認定審査会で認定した553件について申し上げますと、コンピュータによる一次判定で従来の要介護度より軽度に判定されたものが41.2%、重度に判定されたものが24.8%、同じ判定となったものが34.0%となっております。認定審査会による二次判定では、軽度に判定されたものが16.1%、重度に判定されたものが28.0%、同じ判定となったものが55.9%となっております。また、軽度になった場合は、従来の要介護度に戻すなどの経過措置適用後においては、軽度になったものが2.0%、重度になったものが23.9%、同じ要介護度のものが74.1%となっております。

次に、10月からの見直し内容についてありますが、要介護認定調査項目について自治体等から質問・要望等が多く寄せられた項目を中心に76項目のうち43項目の判断基準が修正され、調査当時の状況と日ごろの状

況が異なる場合は、日常の状況を重視した内容を調査票に記入することとなっております。今回の見直しは、10月1日申請分から適用され、これまでの経過措置は9月末で終了することとなります。

次に、恵風園・恵祥園の民営化についてありますが、美唄市恵風園・恵祥園民営化検討委員会において、平成20年3月に民営化の方向性や譲渡条件について一定の整理をしたところですが、今後さらに課題等を整理し、民営化に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、特別養護老人ホームの増床についてですが、市内におきましては、恵祥園・泰康ともに多くの待機者がいることから、平成21年度から23年度までの第4期美唄市介護保険事業計画において18床の整備を盛り込んだところ、このたび社会福祉法人恵和会が地域密着型特別養護老人ホーム「かなでーる」を設置し、18床の整備が図られたところであり、現状では増床は難しいものと考えております。

なお、主な農作物の天候不順による影響について、農業後継者の現状については農政部長から、介護保険施設の種類と入所者数について、恵風園・恵祥園の現在の入居者数と待機者については、保健福祉部長から答弁させていただきます。

私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 農政部長。

●農政部長林信孝君 主な農産物の天候不順による影響と、農業後継者の現状につきましては、私から答弁させていただきます。

初めに、主な農産物の天候不順による影響

についてであります。6月、7月の長雨や日照不足などにより、生育や収穫作業が遅れ、水稻は生育が5日程度遅れており、不稔の割合が平年よりも多くなることが予想されております。小麦は収量・品質ともに、昨年を大きく下回る状況で、製品麦は全体の4割程度になるものと聞いております。大豆は生育が3日程度遅れており、昨年並みの収量は見込めないと聞いております。タマネギは、湿害の影響で小玉傾向にあると聞いております。また、グリーンアスパラガスは5月中旬の冷え込みによる凍害や、その後の日照不足により、出荷量は平年の6割程度になるものと聞いております。

次に、農業後継者の現状についてであります。平成17年農林業センサスの調査結果によりますと、本市の農業経営者820戸の平均年齢は54.7歳で、うち60歳以上の占める割合は31%となっており、後継者のいない割合は80%となっております。

また、農家子弟の就農者数は平成17年から平成21年までの5カ年で、新規学卒者が14人、Uターン就農者が30人、合計44人となっております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 保健福祉部長。

●保健福祉部長中川直紀君 本市の介護保険制度の利用の実態についてと、恵風園・恵祥園については、私から答弁させていただきます。

介護保険施設の種類と入所者数についてであります。9月1日現在で申し上げますと、既に介護が必要で自宅では介護できない方が対象の介護老人福祉施設は2施設あり、特別

養護老人ホーム恵祥園が定員59人に対し、入所者59人、特別養護老人ホーム泰康が定員31人に対し、入所者31人となっております。

次に、病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が対象の介護老人保健施設は1施設あり、コミュニティホーム美唄が定員80人に対し、入所者75人となっております。

次に、病状が安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の介護療養型医療施設は2施設あり、花田病院が定員60人に対し、入所者60人、しろした病院が、定員59人に対し、入所者59人となっております。

次に、定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられる地域密着型介護老人施設入所者生活介護は1施設あり、特別養護老人ホームかなでーるが定員18人に対し、入所者18人となっております。

次に、認知症の高齢者が共同で生活できる住居で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられる認知症対応型共同生活介護は3施設あり、グループホームななかまど美唄館が定員18人に対し、入所者18人、グループホームななかまど駅前館が定員9人に対し、入所者8人、グループホームアルメリアが定員18人に対し、入所者16人となっております。

また、有料老人ホームなどで食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられる特定施設入所者生活介護では、ケアハウスハモニーが定員38人に対し、入所者37人となっております。

ます。

次に、現在の介護度別認定者数及び介護保険が始まってからの認定者数の推移についてですが、8月31日現在で、介護保険証を交付している被保険者は8,672人で、そのうち要介護認定者数は1,505人で、認定率は17.4%となっています。要介護状態区部で申し上げますと、要支援1が271人、要支援2が203人、要介護1が286人、要介護2が217人、要介護3が171人、要介護4が141人、要介護5が216人となっております。また、認定者数の推移についてであります、平成12年度からの認定者数は、平成12年度が874人、平成13年度が1,031人、平成14年度が1,177人、平成15年度が1,318人、平成16年度が1,435人、平成17年度が1,488人、平成18年度が1,507人、平成19年度が1,501人、平成20年度が1,497人となっております。

次に、恵風園・恵祥園について、恵風園・恵祥園の現在の入居者数と待機者についてであります、本年8月末現在で養護老人ホーム恵風園は定員110人のところ84人の方が入居されており、特別養護老人ホーム恵祥園は定員59人で満床となっています。待機状況については、恵風園には待機者がおりませんが、恵祥園では77人が待機されております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春君 この場から何点か質問させていただきたいと思います。

1つ目は、農政の問題ですけれども、1点目、

天候不順による作物の生育の遅れに対する技術指導という問題であります。今年为天候不順によって、主な農産物のほとんどが大きな被害をこうむっていて、農家経営にも大きな打撃を与えているものと、このように思うわけですね。このような場合、市としてどのような対策、技術指導を行ってきたのかであります。以前には農政部設置の際には、農業支援センターを立ち上げ、麦の生育の遅れによる被害を最小限に食い止めた、そうした実績があるわけですが、農政部設置の効果がはっきりされたと言う具合に考えております。今年の場合、天候不順に対してどのように対応してこられたのかお聞きいたします。

2点目は、日米自由貿易協定F T Aについてであります。日本農業新聞が28日と29日の両日、民主党のマニフェストを大々的に報じて、「許されない日米F T A」と題した29日の論説は米国とのF T A締結は米国依存を強め、食糧安保上の危険さえあると警告しました。農林水産省の試算によると、経済連携協定、いわゆる日本とオーストラリアとの経済連携協定でありますけれども、E P AやF T Aで関税などの国境措置が撤廃された場合、日本の農業生産額の42%に相当する3兆5,959億円が失われ、農業自給率が12%に低下する。このように試算しております。アメリカとのF T Aが日本の農業に与える打撃は重大な問題であります。こうした批判に対して、民主党の29日の声明では日本の農業・漁業、農山村を犠牲にする協定締結はあり得ないと釈明しております。菅直人代表代行も同日の記者会見で、米などの主要品目の関税はこれ以上下げる考えはないと述べまし

た。しかし、世界最大の農産物輸出国であり、金額で見ても日本の農産物輸入の32.5%まで占めるアメリカとのF T Aが農産物抜きでは成り立つはずがないわけです。実際に日本経団連へアメリカ委員会と在日米国商工会議所が21日発表した共同声明もF T Aプラスの協定として日米E P Aを求め、実施すべき非関税措置の中に農業分野を含めるとしています。

民主党は、これまであらゆる分野で事業化を推進する。これは政策政権の基本方針2006年12月に出されたものでありますけども、その基本方針であらゆる分野で自由化を推進する。こうして政策を発表しているわけです。自由化を前提にして、米がたとえ1俵5,000円になったとしても、中国からどんな安い野菜や果物が入ってきても、所得補償制度を導入すればそれでいい、このように述べているわけです。

自民党は8月4日付の農業新聞に、民主党マニフェスト米国との間でF T A締結することで、日本農業は崩壊と大見出しをつけた全面広告を出しています。この広告は民主党が掲げているマニフェストを実現すれば、日本農業は大混乱を来し、崩壊をもたらします。許すわけにはいきません。このようにして、民主党のマニフェストを批判しているわけですね。確かにF T Aによって米国の安い農産物が日本の市場に入ってくれば米や牛肉などの価格の暴落は避けられないし、日本農業に壊滅的な打撃を与えることになるのは必然ですけども。民主党は農業関係者の批判の大きさを前にして、マニフェストを若干書き改めるということで締結を推進という具合に言い

直しているわけです。

しかし一方、自民党も日本農業を破壊するという民主党に対して批判するのであれば、食料自給率40%という深刻な状態をもたらした自らの責任が問われてくるわけです。人口1億を超える11の国で、穀物自給率10位のメキシコでさえ60%台であるのに対して、最下位の日本は27%にしかすぎないです。これは徹底して輸入自由化を進めた結果であります。毎年77万トンのミニマムアクセス米の輸入を続け、米価の下落と汚染米の拡大と言う重大な被害をもたらしていたわけです。農業従事者が20年間で半減するなど、深刻な担い手不足、耕作放棄、農地の荒廃も広がっています。これらは全て米国と、代金を言いなりの自民党農政がもたらした結果であります。このたびの選挙で、国の政権は自民党政権から民主党を中心とする政権に変わろうとしています。民主党が掲げる農業政策は日本の農業に壊滅的な打撃を与えるものであります。農業を基幹産業としている美唄として看過できない重大な問題です。日米自由貿易協定については、交渉そのものに入らないように、国に対し強力に要請すべきだと思いますけども、市長のお考えをお聞きいたします。

次に、福祉行政について2点ほどお聞きいたします。

1点目は、介護保険制度についてであります。4月に改定された内容は、余りにも実態からかけ離れたものとして多くの国民から批判されて、また、この改定が介護保険への国からの支出削減が目的であることが国会の審議でも明らかにされて、10月から再び見

直しされるという事態になりましたけれども、それで、問題が解決するのかというところではないわけです。高過ぎる保険料・利用料、在宅介護での利用制限、増え続ける特養ホームの待機者などは依然として解決されず、介護を苦にした痛ましい事件も続いているわけです。行き届いた介護制度への抜本的な改善が必要ですが、差し当たり4月以前の状況に戻すように国に対し要請することが必要と思われましても、市長のお考えをお聞きいたします。

2点目は、恵祥園の民営化についてですが、先ほどの市長のご答弁では、今後は庁内課題の整理や地域・入居者及び家族・職員などのコンセンサスを得られるよう努め、民営化に取り組むと述べられたわけですが、民営の特養老人ホームは、費用の面から利用者には大きな負担がかかって低所得者には利用できないわけです。低所得者を路頭に放り出さないためにも、民営化をするべきではないと思われましても、市長のお考えを再度お聞きいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問に順次お答えします。

初めに、天候不順に対する技術指導などについてですが、市としては8月7日に農業改良普及センター、農業委員会、3農協などと天候不順に伴う営農連絡会議を開催し、営農技術対策の確認や生育状況等の情報交換を行いました。この中で、当面の営農技術対策については、空知支庁が作成する資料を参考に、普及センターと各農協が生産者の指導に当たることとしたところでございます。

次に、日米F T Aについてでございますが、協定が締結されると本市農業はもとより、北海道農業や関連産業を含め、地域社会に多大な影響をもたらすことから、農業、地域を守る立場に立って、関係団体等と連携を図りながら必要な要請活動を国に対して行ってまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度にかかる国への要望についてでございますが、これまでも全国市長会などを通じて、制度の改善について要望してきているところでございます。10月から認定方法が変更されますので、以後の認定結果の状況を見きわめながら、対応してまいりたいと考えております。

次に、恵風園・恵祥園の民営化についてでございますが、高齢化が急速に進展する中、将来にむけて良質かつ適正な施設サービスを維持・確保していくためには、施設整備を含めた民間活力の導入を図っていくことが望ましいものと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員（登壇） 2009年第3回定例会に当たり、大綱3点について、市長並びに教育長にお尋ねをいたします。

その1点目は、歌舞裸祭りの運営についてお尋ねをいたしますが、春から冬までいくつものお祭りが行なわれます。多くの市民の方の参加でまちのにぎわいを作ることでは、関係の皆さんのご努力には敬意を払いたいというふうに思います。ただ、今回お尋ねをするのは、お祭りの運営にかかわって市の補助金の活用の問題について尋ねたいと言

うことです。市が観光物産協会に交流推進のために補助金を出しております。そして、ここからは決算の書類等見ますと、年間4つの祭りがあり、そこへ支出をされている。これが、主な使い道かなというふうに考えます。税金からの補助金ですから、当然その支出は市民の納得するものでなければならないと思います。市民の声として、歌舞裸祭りを行うに際し、具体的な執行は実行委員会で行なわれているというふうに聞きますが、特定の業者が連続して仕事を担当し、少なくない金額の支払いを受けていると。この執行については、大いに疑問があるというお話をお聞きをいたしました。市の直接の仕事ではありませんから、どこまで内容にかかわっているのか私は理解をしておりますが、市としての仕事であるとするなら、公正で透明性があって、経費のかかるものは競争原理が働いているという事が基本だと思います。補助金を出す側として、どのように内容を押さえているのかお尋ねをいたします。

また、市として、問題によっては指導、あるいは助言が行われるかと考えますが、この点についてはどうなっているのか。指導や助言が具体的に改善につながったというふうな事例があれば、そのことも併せてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

大綱の2点目は、長期休業中の校外研修についてお尋ねをいたします。私は6月の第2回定例会で、この件を取り上げてお聞きをいたしました。その後、7月の下旬から夏休みになりまして、そして、夏休みが終わったという事で、この夏休み中の校外研修の実態について、お尋ねをしたいというふうに思いま

す。

その1つ目は、夏休みでの校外研修の実態についてであります。私の考え方も6月の質問では申し述べました。いただいた答弁は、必ずしも全面的に納得できる内容ではありませんが、教育公務員特例法という1つの法律についての解釈が大きく異なるものとは考えられないということから、この夏休み中の美唄の小・中学校での校外研修の実態はどのようなものだったかということ、まずお尋ねします。

2つ目として、学校長の認識について、お尋ねをします。たまたま、夏休み中にある学校長と話す機会がありました。そこで話をしてみました。私なりの感じ方でありましてけれども、先生たちにとって、普段非常に多忙だということ、6月の質問でも申し上げましたけれども、夏休みが研修するのにはとてもよい機会だという、そういう認識が、どうも余りないというふうに感じました。その話の中で感じられたのは、定められた枠の中に入れておけばいいかなと。それが、校長にとっては都合が良いというように考えておられるのではないかなという感じを持ちました。教特法がつくられた基本の考え方を十分に理解されていないのではないかな。ま、校長だから本当はそんなことはないというふうに思うんですけども。自分の学校の職員に積極的に研修してもらいたいという気持ちが、その話し合いの中で余り感じられないということが率直な印象です。児童生徒たちのために、先生方により研修を積極的にやってもらいたい。教師には人間的に自分を磨く機会をつくってほしい。それらの職場長としての認識が余り

ないという感じを受けました。こういう点でいかがかということ、まずお尋ねしたい。

それから3つ目として、市教委の勤務状況調査についてです。夏休み後に各学校から夏休み中の勤務状況の報告を求めるという作業をやられたようです。その結果をお尋ねをいたします。8月の21日付で文書が出されているようですが、夏休み前に調査実施の予告も行われたのか、そのことも併せてお尋ねをいたします。この文書の最初の部分に第2回定例会での議会答弁にかかわり、勤務実態の把握をするというふうにあります。6月議会の質問答弁の内容を校長に対してどの程度説明されたのか、その内容もお聞きをしたいというふうに思います。そして、この調査の目的ですね。それから、この調査に対応する、これは学校長が対応されるわけですが、校長の考え方をどのように想定されたのかなと。想定というのはちょっとおかしい話かもしれません。調査だから実情が報告されればいいわけですが、私、この後申し上げますが、どんなふうに学校長が受けとめるかという事もこの調査では意味があったのではないかとということも感じましたので、そのことをつけ加えてお尋ねをしたいということです。

校外研修の2つ目として、道教委の見解と市教委の認識についてお尋ねをします。長期休業中の校外研修について道教委の出している見解を改めてお尋ねをいたします。そして、その見解について市教委がどのような認識を持ち、校長への指導をどのように行っているか、お尋ねをいたします。

3つ目として、日常の超過勤務とのかかわ

りについてです。先程も申し上げましたが、6月の質問でも教師の日常が多忙をきわめるということで、これは金曜日の一般質問で取り上げられた問題ですけれども、研修が行えるような勤務状態にないことを述べました。そのことについての、市教委の認識がどうなっているかお尋ねをいたします。私と変わらない認識だとしたら、夏休みも出勤が原則だとする校長の考え方について、それが、教特法に精神に沿ったものと判断しておられるのかどうか、お尋ねをいたします。

大綱の3点目は、日の丸・君が代の強制についてお尋ねをいたします。こういうテーマの取り上げ方をいたしました、この前の質問の際に、強制ではないという答弁もいただいているんです。ただ、そのことの受けとめ方については、考え方の違いもあるかなということで、改めてこのテーマでお尋ねをいたします。

まず、憲法の理念と学校の実態についてお尋ねをしたいですね。これまで、このテーマ、何度も取り上げておりますけれども、過去の質問では、憲法の考え方を取り上げて質問をいたしましても、学習指導要領ではこうなってますという答弁しかいただけないということなんですね。それで、日本国憲法を尊重しますという最初の教育長の答弁からは、どうもこの答弁だけでは理解できないという事ですね。憲法の考え方にしっかり向き合った答弁をするというふうにお考えになるかどうか、それを、最初にお尋ねをしたい。憲法ベースの答弁をされるということであれば、学校の実態を踏まえて質問をいたしたいと思いますし、それから、憲法と関係ない、関係ないっ

てことはないですね。私が求めるような考え方には立てないということであれば、その考え方を改めていただくような質問を先に行わなければならないなど。要するに議論のかみ合う質問と答弁と、組み立てていきたいものだという事で、その点を最初にお尋ねをいたします。

この場からの質問は以上です。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 米田議員の質問にお答えします。

歌舞裸祭りの運営について、イベントに対する補助についてであります。本市の観光や物産の振興を図るとともに、にぎわいのあるまちづくりを進め、地域経済の活性化や市民生活の豊かさの確保を目的として、イベントに対し助成を行っているところであります。イベントの実施に当たっては、各イベントごとに実行委員会が組織され、内容などについて検討し、実施されているところであり、歌舞裸祭りについては、これまで関係事業者を始め、多くの団体の皆さんの参加やご協力により、本市の夏の一大イベントとして定着したものと認識しております。

歌舞裸祭り実行委員会では、昨年、改善・見直しの話し合いが行われ、本年度から各出店者の仮設電気の設置を自己負担に変更すると共に、道路で分断されていた人の流れを1カ所にまとめるため、ステージを変更し経費節減に努めてきております。また、各イベントの実行委員会に、市職員も加わり協議検討しており、魅力あるイベントとなるよう、企画立案・実施に向け、意見を申し上げてきたところであります。

今後とも市としましては、観光物産協会と連携を図りながら、イベントなどを通して、まちのにぎわいづくりに努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君（登壇） 米田議員の質問にお答えします。

初めに、校外研修の実態についてですが、市内小中学校において、今年度夏期休業中に校外研修を行った教員数は、校長を除く対象者152名に対し81名であり、全教員に対する割合が約53.3%となっております。また、申請に対する承認の状況については、申請件数226件に対して190件が承認され、承認の割合が約84.1%となっております。さらに、研修実施日数については、教員1人当たりの平均日数で申し上げますと、全教員1人当たりでは約1.6日、研修を実施した教員1人当たりでは約3.1日となっております。

次に、研修に対する考え方ですが、児童生徒の指導に携わる教員は、専門職として自らの資質向上を図ることが必要であり、長期休業中に校務に支障がない限り校長の承認により研修を行うべきものであると考えており、校長も同様に認識しているものと考えてところでございます。

次に、勤務状況調査についてですが、長期休業中の教職員の勤務状況を把握するため、7月23日に校長会議でお知らせしたところでございます。

なお、市議会定例会における教育関係の質問・答弁内容は、校長会議を通じて情報提供

しているところでございます。

次に、道教委の見解と市教委の認識についてであります。去る7月13日に空知教育局が開催した教育長会議において、長期休業期間中の研修の取り扱いについての説明がありました。その内容について申し上げますと、これまでの国の通達、道の通知及び事務連絡等を踏まえ対応することとし、特に通達においては、教育が特に教育職員の自発性・創造性に基づく勤務に期待する面が多いこと及び夏休みのように長期の学校休業期間があること等を考慮し、学校休業期間については、教育公務員特例法第21条及び第23条の規定の趣旨に沿った活用が図られるよう留意することとされていること。

次に、具体的対応の留意点と致しましては、1つ目に、研修計画報告にかかわっては、校長が研修の目的や内容の把握を容易に行うことができない一般的な場合には、研修の実質が備わっていることを把握する観点から、研修計画や研修報告書の提出を求めることが適当であること。

2つ目としまして、研修計画報告の提出の目的は、教員に過度の負担を求めるものではなく、時間や内容など、研修の実質が備わっていることを把握の上承認するためのものであり、道民に誤解を与えることのないよう情報公開にも対応できるものでなければならぬものであること。

3つ目としまして、職務専念義務の免除による研修については、場所を問うものではなく、学校運営上支障がないこと。研修の実質が備わっていること。また、職務専念義務を免除される取り扱いにふさわしい内容のもの

であることが求められるものであること。

なお、場所については自宅における研修を否定するものではないが、勤務場所を離れている以上、帰省地等の遠隔地の場合と同様、どの場所にあっても、その場所へ行く必要性が問われているものであること。

4つ目です。事務職員の研修については、教育公務員特例法の規定は適用されないものであるが、学校運営上支障のない範囲で可能な限り研修機会の確保に努めることは大切なことであること。

以上の4点についての説明がありました。市教育委員会としましては、このような取り扱いにより、適正に対応されるよう校長を指導しているところでございます。

次に、日常の超過勤務とのかかわりについてであります。学校現場においては、教職員が多忙化している状況にあると認識しているところであります。このため、子どもと向き合う時間の確保に向けて、組織の改善、行事の厳選、会議の効率化などに取り組むと共に、一斉退勤日の設定など、各学校で対応可能な取り組みを行うことが必要であり、今後とも校長会議等を通じ、これらの推進に努めてまいりたいと考えております。また、多忙化の改善のためには、各学校や地域独自の取り組みのほかに、教職員定数等の改善を始め、中学校における免許外教科担当の解消、学校栄養教諭の学校配置に向けた環境整備、さらには特別支援教育推進の教員の加配配置など、学校教育の担い手である教職員の定数等の充実改善が必要であると考えております。この事は、地方分権時代における国と地方という視点からの財政面、制度面で解決しなければ

ならない構造的問題でもあることから、今後とも全国教育委員会連絡協議会及び全国都市教育長協議会などを通じ、国や道に対して要望してまいりたいと考えております。

次に、長期休業中の校外研修についてありますが、教育が教員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が多いこと、また、長期の学校休業期間がある事から、校外研修については活用が図られるべきものと考えているところでございます。

次に、憲法の理念と学校の実態についてありますが、教育基本法においては、その前文において、「ここに、我々は日本憲法の精神にのっとり、わが国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。」とあり、憲法は最高法規として教育行政を執行する上で、基本に据えるべきものと認識しているところであります。学校教育法では、教育基本法の目的を実現するため、その目標の1つとして、「わが国と郷土の現状と歴史について正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできたわが国と郷土を愛する態度を養うと共に、進んで外国の文化の理解を通じて他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」が規定されております。

また、学習指導要領においては、学校教育法施行規則に基づき、学校行事のうち儀式的行事については、「学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなるような活動を行うこと。」として「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導する

ものとする。」と定めております。学習指導要領は、各教科の目標・内容について大綱的基準を定め、法律の定める教育の実現を図り、教育の機会均等と学校教育の水準を維持するため公示されており、このことから、公教育として国歌・国旗を適正に指導することが必要であると認識しているところでございます。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員 最初の、歌舞裸祭りの問題については、今、御答弁をいただきまして、改善すべきものは改善するという、そういう取り組みをされているということについては、理解をいたしました。ただ、先ほども私が質問の中で申し上げました市民の疑問が起きるというようなことのないように、今後ともひとつ関係者の方々の留意をお願いしたいなという気持ちを持っております。

あと2つ目と3つ目について再質問させていただきます。

まず、夏休み中の校外研修についてであります。今御答弁をいただいたということで、この夏休みの実態はわかりました。印象を率直に申し上げるならば、53.3%の校外研修実施率、人数的に81名だという御答弁でしたから、これは、私の受ける感じとしては、まだまだかなという感じです。昨年の状況を、具体的に数字を承知しておりませんので、比較して申し上げるということにはなりません。私の受けた印象についてですね。それが正しいのかどうかという判断を、ちょっとできないかなという感じです。ただ、数値的に言うと47%の方は申請しなかったということになるわけですね。あるいは、申請したが認め

られなかったという分も入っているのかもしれませんが。そこは中身ちょっとわかりません。その申請の承認についても、84%は申請したもののについては認められているということでした。6月にも申し上げましたけれども、計画を出せば、基本的には認められるものというふうに私は考えてましたから、84%というのも、その計画のいちいちは見えてませんから、その当否の判断はできませんけれども、もう少し数字が大きくなって、9割を超えるというぐらいになってほしいなというのが感想です。日数が実施者の平均で3日という数字は私なりに思った目標値の3分の1かなという感じを得ました。そして、その対象者全員の日数で平均値出すと1.6日ということですから、夏休み25日間、その間に勤務を要しない日が6日ありますから、19残りですね。19日間の研修するとすれば対象になる日数、そのうちの全員ならしで見れば1.6日、ま、2日ということですから、それで、まだまだかなという感じを持ったということですね。これを聞いて、美唄市の学校では教特法の考え方ですね。この理解に偏りがあるなというふうに思いました。ただ、答弁では長期休業中は公務に支障がない限り、校長の承認により研修を行うべきものという考え方がはっきり示されております。その考え方を、そして、教育長の答弁では、校長も同様に認識しているというふうにおっしゃられたんですけども、私は、その部分がまだまだかなという感じを持ちました。この教特法の考え方を定着させるという意味で、どんな手だてを取るようにお考えになっておられるのか、そのところをお尋ねをしたいと思います。

それから、学校長の認識についてですが、今申し上げたように、校長も同様に認識しているというふうに答えられたんですけども、これはちょっと受け入れがたいなということです。さっき述べた47%の人たちの問題ですね。数字は全体まとめたもので出されて、平均値が計算されている訳ですけども、学校個々について調べていったら、ほとんどの教師が計画の申請を行っていないという学校があるのではないかなという事を私は考えます。推測で勝手なことを言うのは申しわけないんですけども、最初から申請してもだめだという考え方の学校があるのではないかなという疑問を持つわけです。それは、その学校の校長の日常の言動から判断される問題ではないかなという事を思います。6月の質問の際にも、教育長は校長は適正に対応してると。同じ言葉を別なところで2度繰り返されたですね。そう言う答弁をされたわけですけども、事実は答弁からは少し遠いのではないかなということを考えます。校長個々人の意識にはかなり差があるんじゃないかと。この点をどう判断されるかなということもお尋ねをします。

それから、6月の質問のときに一番最後にいただいた答弁は、研修の承認は市民の誤解を招かないよう、その研修の必要性和妥当性や学校運営上の支障の有無、私的業務との明確な区分やその必要性の適切な判断が必要とされ、この趣旨で個別に判断されるということです。先ほども道民の誤解を受けないようにという言葉がありました。最初に、市民の誤解を招かないというものが来るという、この事は、どうも私にはちょっと理解しがたい

部分があります。それから、研修の必要性和妥当性というのは、本来は研修する本人が判断することだというふうに思うんですね。自ら研修しようとする人の考え方、それから必要の度合い、これは、他人がなかなか判断できるものではないかなと言うことです。それから、学校運営上の問題は、行事などの計画がある時に、自分だけ研修に出かけるなんていうことを考える教師はいないと思います。それから、私的用務との区分は当然のことですね、これね。もし、そういう問題があるんだとすると、これはその本人に極めて問題があるということを言わざるを得ない。ただ、私的用務云々の問題は、研修したいという計画を出した計画の裏に、私的用務が隠れているかどうかなんていうのは、なかなか、これは学校長でも判断は難しい。これは、だれも判断は出来ないかもしれません。だから、そういうものがあってはならないという考え方は理解をします、これはね。

それと、始めにあった市民の誤解を招かないというのは、仮に疑問が提示されれば、それにきちっと説明ができるということが必要だということを思います。先程も説明責任云々の言葉が答弁の中にありましたけども、それは必要なことだなというふうに思います。何が大事かという、私は積極的に研修してもらうという考え方に校長が立つことではないかなということを思います。自分の学校の職員である教師を信頼できるかどうか。この事に尽きるかなという感じをします。仕事を共にして、毎日やってるわけですから、日常の仕事ぶりからそのことは判断ができるというふうに思います。職員を信頼できないと言

う学校長がおられるとすれば、そのことは非常に不幸なことだなということを思います。

坂東教育長になってからも申し上げたかと思うんですが、私も頭の中で混ざりますから前の話かもしれません。再三申し上げてきましたけれども、学校がチームで機能できることが大事で、校長はリーダーですね。チームリーダー。チームのメンバーが、それぞれ力量を十分に発揮できるかどうか、それは発揮できるように仕向ける。その校長の言葉があるからやるんだということではなくて、仕事をしていくのが、いつの間にか校長の願う方向に向かっていくというふうになれば最高ですね。やらされているという意識が無くても学校長が求める方向に向かっていくというふうに、職員達がなってくるということになれば、それはリーダーとして非常にすごいことかなという事を思います。子どもたちのことを真剣に考えて、職員が働きやすい職場環境になるように努力をする。そういう日常の活動が、学校長の活動が、自然とその職員の信頼を受けるようになるというふうに思います。こう言う、ぜひ管理者になる。で、皆が働きやすいいい職場づくりに取り組んでもらうと。こういう姿勢をぜひ基本にしていだきたいというふうに思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

それから、市教委の行われた勤務状況調査についてです。さっき申し上げましたように、6月の質問にかかわってということで、この調査が行われることになったということです。から、先ほど答弁ではね、校長会議で議会のやりとりについては周知を図ってますというお話でした。それはそのとおりのことだ

思います。ただ、私が願ったような気持ちが十分に伝わったかどうかですね。これは会議の報告ですから、必ずしもそういうことにはならなかったかもしれない。ただ、考えることは、この報告をつくるに当たって、答える側の学校長には、初めての調査だというふうに聞いてますから、だから今までなかったものが新たに今回出てきたと。その出るきっかけは議会の質問だよというお話ですよ。報告を書く側とすれば、さてどう書くかなと。これは実態をありのままに書けばいいわけですね。でも、それだけで済むのかという、そういう気持ちの揺れ動きがあったのではないかとこの事を考えます。それは教育委員会はどういう答え望んでいるのかという、そういう気持ちのね、動きがなかったのか、あったのか。これは、全然聞いてませんから、私は何とも言えないんですけども。そういうものがあつたのではないかなと。それは、各学校の状況をお聞きしてみた時に、昨年よりも学校できっちり勤務してくれという、そういう意向の強さというものが今年はあるという事をお聞きすると、そういう部分があるのかなと。実態に合わせて、ただ報告をすればいいという考え方だけでは済まなかったのではないかとこの事です。そして、これは一人一人の学校長について全部尋ねたわけでありませんからわかりませんが、一部聞いたところでは、研修としてはなかなか認めがたいという、そういう気持ちを持って職員に接している学校長がおられるということなんですね。これは研修でやりたいという計画を出した時に、これは外勤でやってくださいという答えで、研修は認めない。それから、これは出張

で行きなさいという事で、扱いを出張にすると。そういうケースもあつたということなんですね。ということは、研修という言葉のカウントしていくというふうにはしたくないという考え方の方がいらっしゃるのではないかとこの事です。私の受けた印象としてですよ。6月の議会で質問した事が結果として市内の学校の先生方の研修権を抑制するという状況を学校につくり出したのではないかとこの心配です。私は出来るだけ広くしっかりと研修ができる体制をつくっていただけませんかということをお願いしたんですね。そういう観点で質問をしたんですけども、出てきた結果が逆の傾向も見られるということになってくると、質問したことが現場では逆効果になって出てきている。これは大変困ったことだなとこの事です。そのことが、例えば先ほどの答弁で7月の下旬に予告されて、その調査をするということで、結果を求めますということが下りたことによる影響なのかどうか、これは明確には言えません。ただ、私とすれば、そういう傾向があつたんでないかと。とすると、学校における先生方の勤務の状況等についてこの場でお尋ねすることが、現場に逆の効果を持つというふうになるとすれば、取り上げかねるというそういう気持ちを持たなければならないということになるわけで、だれがっていう事は申し上げられない部分。私に対して、現場の状況で見ると、質問をよくよく考えてやれよという、その警告を与えられたのではないかとこの印象を受けたんです。残念ながらですね。これは、今まで経験したことのない感じ、事態なんですよ。ですから、このことについては、教育長はどう

いう判断をされるのかという、お答えをお聞きしたいと思いますけども。この調査については、例えば教育局にモデルがあるものをそのまま使ったのか、あるいは市教委独自のものなのか、もし、市教委独自の調査だとすれば、つくられた経過ですね。その事をお聞きをしたいというふうに思います。

2つ目の道教委の見解の問題です。基本的に述べられた事柄についてはわかりますね。活用が図られるよう留意するということです。から、そして1つ目、2つ目というふうに答弁されました。私がちょっとひっかかったのは、3つ目ですね。自宅における研修を否定するものではないが、自宅における研修を否定するものではないがというふうに聞くと、ああ、否定するんだなというふうに感ずるんですね。わざわざこのことを取り上げるということで、そしてその後に帰省地等の遠隔地の場合と同様、どの場所にあっても、その場所へ行く必要性が問われている。とうことは、だから、自宅でやる必要性が問われるということになってくると、自宅での研修ということでの申請はできないということになるんですよ、これ。教育長が言われた言葉どおりだとすればですよ。否定するものではないと言ってるんだから、否定はしないんだというふうに言われるかもしれません。でも、わざわざこう言うっていうのはね、これ否定するんですね。普通世間ではそういうふうに読むわけです。だから、この点はいかがなものかなと。このことをしっかり言われた学校長の中には自宅はやめてくれという事を言わざるを得なくなるのではないかと考えることを考えます。この点はいかがなんでしょうか。

それから、超過勤務とのかかわりの問題です。ちょっとお聞きしたいのは、超勤があるということで、道教委もその対策をいろいろ考えているということ聞いてます。例えば、ここにさっき答弁された一斉退勤日の設定などというのが、その1つだというふうに思います。それから、何とか強調月間とかね、そういうのを各学校やってくれということで、やってるようです。ただね、なかなか難しいんですよ。というのは、日常的に多忙で多忙でというふうにしてやってるのを今日は一斉退勤日だから時間で帰れというふうにする、残った仕事は明日に残っていくわけです。だから、明日の勤務が辛くなるという、そういうことはあるんですね。だから、簡単にはいかないなと思うんですけども、ただ、これも、いろいろ聞いているとその取り組みをやらない学校があるということも聞かされました。で、これはまずいんじゃないかなということを思いますけども、その点はどうなんでしょうか。

あと、定数改善等の問題に取り組むということですから、これは是非その事をお願いしなきゃならないということを思います。

最後に校外研修について活用が図られるべきものだということを改めて答弁されましたから、その事を是非そういう前提で物事を考えるということ、ぜひお願いをしたいなというふうに思います。

次に、大綱の3点目の日の丸・君が代の問題です。教育基本法の言葉を引かれました。教育基本法という法律は、1947年に新しくできましたね。日本国憲法に合わせて、教育に関しては新たに教育基本法を定めて、そ

れに従ってやんなさいという憲法を受けての法律です。ただ、以来ですね、ずうっと約60年間、教育基本法が機能してきたんですけども、残念なことに2006年の12月にこれが改正されたわけですね。当時の総理大臣は安倍さんです。安倍さんは、一番やりたかったのは憲法改正ですね。憲法改正のつゆはらいとして、教育基本法の改正をやるということでやられた。それが、改正された部分として、先ほどの教育長が引用された部分が出てきているということ。あの表現そのものにはね、特段の問題はないかなというふうに思います。ただ、改正教育基本法、現在機能しているものが、いかに問題あるかっていうのは、当時何度も私はこの場で取り上げましたから、教育長も聞かれたというふうに思いますんで、繰り返すことはいたしませんけれども、安倍さんがやったんだということで、教育基本法の改正だけでは終わらんわけですね。基本法が変わったわけですから、関係する法律を次々と変えていくということになって、翌年2007年の通常国会の中で、学校教育法を始め、先ほど引用されたような文言が出てくるようになったのは、教育関連法の改正によって出てきたわけです。いずれも、教育基本法も、教育関連法律も、その改正は全部、先日の30日の選挙で大きく議席の地図が変わってしまった衆議院が、自民党300持っていたのを背景にして、次々と強行採決を重ねたわけですね。その結果が、今例えば今年から具体的になった教員免許法の更新のため現場の先生が研修を受けなきゃならないという、そういう事態を生み出す形で効果をあらわしてきてるわけですね。ですから、

私は教育基本法ではこう言ってる、学校教育法ではこう言ってる、ということをおっしゃられる、それは立場ですからそういうことになると思うんですけども。ただ、60年間日本の教育を支えてきた法律を、こういう言い方悪いですけども、ご自分の思いだけで変えたという、そして、そのあとですよ、突然辞めたって言って、お辞めになった。やった本人は辞めたけれども、法律は残ってるわけですよ。そのことの意味をやはりよくよく考えていただきたいなと。これは、今聞いている内容と直接つながる部分もあるかな。安倍さんは最近またいろんな場面で発言するようになってきてますけど。そういうことがあったということを申し上げておきたいということですね。

私は、さっき言いましたけども、現行の憲法によって、物事をしっかり考えていただきたいという考え方をしています。端的に言えば、今の日本国憲法になる前の憲法、大日本帝国憲法、これは、「万世一系の天皇之を統治す」の憲法ですよ。ですから、学校教育というものは国家の政治方針実現のために完全に道具にされたそういう時代です。そういう形で機能しました。国家の意のままに動く人間を育てるための機関、道具として学校が使われた。学校は見事にそれに答えてるんですね。そして、男の子なら喜んで戦場へ行く。天皇の兵士として戦場へ行きますというふうに、30人いれば30人こぞって言うという形に育てられたわけですよ。このことを、いろいろ言う事考えたんですけども、長くなりましたからやめますんで、ちょっとだけ言いますが、教科書裁判で有名な家永三郎さんが

書いた「太平洋戦争」という本があります。そこの中に、こうあります。「自発的に軍国主義を支持する心情を国民の意識に植えつけ、国民の大多数の思想を軍国主義の方向に画一化する積極的作用を演じたのは、実に公教育の力であったと言わなければならない。」これ教育についてのことを書いたところで、書いているんじゃないんですよ。これは治安立法によって、いかに国民の思想の自由がなかったかということを書いたところの最後にまとめとして書いてるんですね。そして、当時の尋常小学校で、あるいはその後国民学校になって、その中で子どもたちがどう育てられたかという事をしっかりと実証してます。こういう形の中で育てられる、そういう教育の時代があったということなんです。これはもう十分ご存知のことだというふうに思います。

今年は敗戦から64年ですね。今年も8月を中心に、8月の前からやられてるのもありましたけれども、新聞、それからテレビ等で戦争にかかわる番組が、あるいは記事が随分取り上げられました。私は、NHKの、その内容を必ずしも全部好きだって訳でないんですけども、NHKがこれらに関して今取り組んでいる仕事については高く評価をしたいと思ってます。戦争証言プロジェクトというのを作って、国民から証言を集めてますね。それを番組に組み立てて、何本も放送をしています。沖縄に関するもの、それから、原爆の問題はちょっと別ですけども、兵士たちの戦争ということで、兵士たちがいかに戦場でむごい扱いを受けたかということも取り上げられました。

それから、今年の番組の中では、従軍看護

婦を取り上げた番組がありましたね。日本赤十字社の社令と言うんだそうです。初めて聞いたんですけども、これを軍の要請によって改正をして、陸軍・海軍が自由に日赤から看護婦を軍へ連れて行くことが出来るということに改めたというのがあって、多くの看護婦たちが戦場へ送られて行った。あるいは中には進んで行った人たちもいるわけです。教育の力ですね。そういうのが取り上げられました。

それから、沖縄では集団自決の証言もありましたけれども、これらは関係者が随分今高齢化してしましまして、今記録をとっておかなければ残らないという状況になってきつつある。だから、NHKは一生懸命やってるんだと思います。

そういうものをやはり私達は見ていかなければならないというふうに思います。私はそういう歴史をしっかりと踏まえて、今を考えていかなければならないのではないかということをお願いしたいんです。現行憲法を大事にしていくというふうにするならば、やはり思想良心の自由というものを保障するという考え方に立つべきで、日の丸・君が代を学校教育の中で強制をして、子どもたちが日の丸を見たらぱっと立つ、君が代がかかれば姿勢を正して歌うという、そういう形の子どもたちに育ててはならないと思っているんですよ。ですから、学校で強制すべきではないという事を再三申し上げ続けてきています。このことをここ数年の美唄の動きで見た時に、今年状況と言いますか、去年でもいいんですけどね、状況は非常に厳しいものになっているということを指摘せざるを得ないんですね。

美唄もすっかり変わったなという状況になってきてます。ですから、さっき申し上げた、大日本帝国憲法下、教育の基本は、教育勅語ですよ。そういう教育が行われていたときには、教育現場のだれも異議を申し立てることはできませんでした。そういうシステムはなかった。だけど、今は東京の教師ですとね、異議申し立てれば処分受けるというのもありますけれども、北海道はそういうのはありません。異議申し立てはできるんです。私は国の政策として下りてきたものについては、地方教育委員会が、そういうものを押し返すというような判断もあるというふうに思ってます。そういう期待をしたいんですね。ですから、地域の教育を守るという立場を教育委員会が貫くという考え方に立って、是非これは強制すべきではないと。

学習指導要領というのが、なんでしょう、そういうの何て言うんでしたっけね、黄門様の印籠みたいなものですね。これが出たら終わりよという、大体残り時間もないということになるわけですね。だから、そういうものではない。大綱的基準ですよ。そして、具体的に大綱的基準として扱えないようなものは学習指導要領の中には載せちゃならないという判断を最高裁はしているわけです。これの解釈は必ずしも合致しませんけど。だから、そういう地方教育委員会がその役割をきっちり果たすということを、是非考えてみていただませんかということをお尋ねをしたいんです。だから、現場の教師の声ももっと聞かすべきではないでしょうか。

それら合わせて2回目の質問をします。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君 米田議員のご質問にお答えします。

夏期休業中の校外研修の実態についてであります。校外研修の1人当たりの取得日数につきましては、小学校が2.1日、中学校が0.9日となっており、特に、中学校においては、休業中も部活動が行われているほか、その他教職員の年次有給休暇や、夏期休暇の取得などが、職員1人当たりの平均日数に反映したものと考えているところでございます。

申請に対する承認の状況につきましては、教員は校長の承認により校外研修を行うことができるものとされていることから、校長は長期休業前に教員からの研修計画の提出を求め、その内容が研修としてふさわしいものについて承認を行っているところであり、適正に対応しているものと考えております。今回の調査では、研修の実施率が53.3%、申請に対する承認の割合が84.1%ということであり、さらに、他市の状況等についても調査してまいりたいと考えております。

教職員の研修の推進や信頼関係づくりにつきましては、学校の最高責任者である校長が率先して努力することが大切であり、各校長も同様の認識であると考えております。今後も校長会議や学校訪問等、あらゆる機会を通じて、さらに教職員の研修の推進や信頼関係づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、勤務状況調査につきましては、校外研修の状況を含め、夏期休業中における教職員の勤務状況の把握が必要との考えから市独自で実施したものでございます。

次に、北海道教育委員会の見解等についてであります。長期休業中の校外研修につい

ては場所を問うものではなく、自宅での研修を否定するものではありませんが、学校運営上支障がなく、研修の実質が備わっていることを確認の上、承認されるものであり、保護者や地域住民に誤解を与えることのないよう、情報公開にも対応できるものであることが求められており、どこの場所にあってもその場所へ行く必要性が問われているものであると認識しているところでございます。

なお、調査による自宅研修の承認につきましては、申請 75 件に対して 58 件の承認を行っているところであり、承認率は 77.3% となっているところでございます。

次に、日常の超過勤務とのかかわりについてであります。今年度、北海道教育委員会では、各小中学校が年間 21 日の定時退勤日を、また、6 月と 11 月に時間外勤務等縮減強化週間を設定するなど、その対策に取り組んでいるところであり、このことは、本市すべての学校で取り組まれているものと認識しているところでございます。

次に、国旗・国歌の取り扱いについてでございますが、憲法の前文で抜粋ですが、「政府の行為によって再び戦争の惨禍がおこることのないように決意し、この憲法を確定すると。日本国民は恒久の平和を念願し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」云々と、こうあります。憲法は国の最高法規であり、かつ日本国民が達成すべき理想や目的であると認識しているところでございます。同じく、また、憲法のもとでは、「公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でない」とされ、「憲法を尊重し、擁護する義務を負う」と憲

法の中でも規定されているところでございます。こういった中で、先程憲法から学習指導要領まで御答弁させていただいたところでございますけれども、基本的に憲法の目的・理想については実現すべきであり、それに基づいて、関連法令ができあがっているものというふうに認識しているところでございます。これについて、やはり、憲法に沿わないということであれば、憲法の規定でございます裁判所ですか、裁判所で違憲性が審査されるという、そういうふうに理解しているところでございます。それもまた憲法で規定されているところであり、そういう意味では、現時点では少なくとも一定の法体系の中では位置づけられて、学習指導要領は今日に至っているというふうに認識しているところでございます。そういう意味では、公教育においては、学習指導要領に基づき、国旗・国歌を適正に指導することが必要であると認識しております。

なお、先程もお話ありました歴史認識につきましては、数多くの教訓といったものがある時代に詰まっているものと私も思っております。まさしく、それらを検証するのは我々の責任であるというふうに理解しているところであります。

●議長内馬場克康君 8 番、米田良克議員。

●8 番米田良克議員 もう一遍やらせてもらいますが、今回の夏休みの状況ですね。さらに今説明がありましたけれども、自宅研修を出したものについてもきちっと 77% ですか、これが承認されているということで、さっき私が指摘した、自宅は認めないという、そういう考え方には立っていないという説明だったと思うんですよ。そういう実態は理解しまし

た。そのことは。自宅研修も出せば認められると、全部ではないにしてもね。そのことを続けて申し上げるつもりは無いんですけども、先程申し上げたように研修計画を出して、校外研修をやりたいという申請をしなかったかもしれない人たち、こういう人たちがやはり長期休業を積極的に活用して、研修と修養をしたね、教特法の言葉で言えば、研修と修養に努めるという考え方に立てるように、是非学校の体制というものをとっていただきたいということです。

ちょっと申し訳ない、戻りますが、先ほど私が申し上げた今回夏休み中の実態調査をやったことによって、私が質問で取り上げたことがいかななものかという、そういうサインでないかという感じを受けましたよ、ということをお願いした。教育長は何も言われなかった。何も言わないってことは、普通何も言わないってというのは認めた場合なんですね。意義があるときは異議があるというふうにおっしゃられるわけで、ということは、私へのもしかしたら警告かもしれないという受け止め方を、これは否定されなかったというふうに私は感じた。そのことは、それでよろしいのかということですね。

それから、最後の学習指導要領の問題ですが、これは、繰り返し今まで議場でもやっています。なかなか、今教育長が言われた法治国家なんだから、法に従ってやっていくと。最後の決着は裁判所だというお話、それもわかります。ただ、残念ながらね、残念ながら最高裁判所の判事は政府が決めるんですね。ですから、政府の意に沿わない、この間30日も国民審査がありました。いくつバツテンつ

けられたかわかりませんが、広報と一緒に入って来ましたね。こういう経歴ですよ、この判事は。あれを読んでも具体的な裁判でどんな判断をしたかというのは、全くわからないんですよ。だから極めて制度的には私は内容を伴っていない、極めて形式的。新聞の投書にもありましたけども、分かんなかったらそのまま入れなさいって、投票箱の側にいる人が言ったって言うんだけども、そのまま入れたらオール丸なんですよ、要するに。丸はつける必要はない、だから、そういう仕組み、仕組みの問題今言ってもしょうがないんだけども。最高裁まで持ち込んでも、今負け続けです、裁判。この日の丸・君が代問題をテーマにしての裁判と言うのは。ということは、今の最高裁の体制がそういう状況にあるという事を認めざるを得ないですね。

ただ、私はだからと言って、正しいことを正しいと言うのをやめるわけにはいかない。やはり言うべきと考えたことは言い続けなければならない。特に学校というところは、子どもにしっかり教えていく。そして、自分の生き方をしっかり持って生きていく人間を育て上げるということ言えば、自分の信じられない話は信じないという信念をしっかり持つ子どもでなければならない。そのことは、教師が実践していかなければ、子どもに示す、子どもに教えることはできないんですよ。私は、だから、教師には正しいことは正しい、これは間違いだと言うことは間違いだと言うことを言葉で、あるいは行動でしっかり示してもらいたいという気持ちでいます。ですから、お話としてはわかりますよ。裁判所の判断に従ってそれで決着でないかというのは。

でも繰り返し、繰り返し裁判を起こすという事も、それが、憲法を守るという国民の姿勢だと思いますね。憲法は自分が守って行って、初めて憲法たりうるという考え方に立つべきなわけですから。だからそういう意味では、改めて先程たくさんの教訓が歴史にはあるということをおっしゃられた。お貸ししますから、是非勉強していただいて、さらに研鑽を深めて、教育現場についてきっちり地方の教育を、美唄の教育を守るんだという、そういう信念で仕事をされるように求めて終わります。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君 米田議員の質問にお答えいたします。

初めに、夏休み中の校外研修の実態等についてでございますけども、教職員の勤務状況の把握が必要との考え方から、市独自で実施したものであり、あくまでも実態把握が必要との判断で実施したものでございます。

次に、研修につきましては、児童生徒の指導に携わる教員は、専門職として自らの資質向上を図ることが必要であり、長期休業中に公務に支障がない限り、校長の承認により研修を行うべきと考えておりまして、このことにつきましては、今後も先ほど申し上げました校長会議や学校訪問等、あらゆる機会を通じて教職員の研修の推進や、また、御指摘がありました信頼関係づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

●議長内馬場克康君 以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 3時13分 休憩

午後 3時26分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程の第3、議案第71号個別外部監査契約締結の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました議案第71号個別外部監査契約締結の件について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、市立美唄病院事業会計の経営に関する個別外部監査契約の締結について、地方自治法の規定に基づき、監査委員の意見聴取により、同意を得て、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第71号は大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第71号について大綱質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第71号は、総務・文教委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第４、議案第７２号平成２１年度美唄市一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました議案第７２号平成２１年度美唄市一般会計補正予算（第５号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第１条歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出にそれぞれ１５７万５，０００円を増額補正し、補正後の予算総額を１７７億８，７５５万６，０００円にしようとするものであります。

補正内容について、歳出から申し上げますと、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による、個別外部監査契約に基づく監査を実施するため、総務費の監査費に個別外部監査事務に要する経費を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、地方交付税を増額補正し、財源対応をいたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第７２号は大綱質疑にとどめ、先に設置しました予算審査特別委員会に付託の上審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第７２号について大綱質疑を

行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって大綱質疑を終結いたします。

これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 ３時３０分 散会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____